

第2期新見市地域福祉計画

令和2年7月

新見市

はじめに

近年、急速な少子高齢化の進行や生活様式の変化などを要因として、ひとり暮らし高齢者の増加や若年層の社会的孤立などが表出するようになってきました。さらに、地域住民同士のつながりが希薄化する中で、虐待や孤独死、消費者被害や生活困窮、子どもの貧困などといった様々な社会問題が取り上げられるようになりました。こうした課題は多様化・複雑化しており、制度の枠を超えた支援が今まで以上に重要となっています。



一方で、平成30年7月豪雨や令和元年9月集中豪雨による災害時には、助け合いや日頃の見守りなどの重要性が、再認識されることとなりました。普段の暮らしの中でも他人を思いやり、地域における人と人とのつながりを大切にする社会を構築し、誰もが安心して暮らしていくことのできる新見市の実現を図っていく必要があります。

今回策定した第2期新見市地域福祉計画は福祉分野の上位計画として、「みんなで支え合い、共に生きるまち」を基本理念とし、「第3次新見市総合計画」に定められたまちづくりの基本目標の一つである「誰もが安心と生きがいを共有できる「健康共生」のまち」の実現を目指すものです。

この計画に基づき各種施策を推進することで、地域に暮らす市民や活動団体などが相互に支え合い、すべての市民がより安心して暮らしていくことができるような福祉のまちの実現を図っていきたいと考えております。

最後に、本計画策定にあたり、慎重に審議を重ねていただいた策定委員会委員のみなさまをはじめ、アンケート調査、ワークショップ、パブリックコメント等にご協力いただきました市民並びに関係者のみなさまに、心から感謝を申し上げます。

令和2年7月

新見市長 池田 一三

【目次】

第1章	計画の策定にあたって	1
第1節	計画策定の背景	3
第2節	計画の性質と位置づけ	4
第3節	地域福祉の概念	5
第4節	他計画との関係	6
第5節	計画期間	7
第6節	計画の策定体制と方法	7
	(1) 新見市地域福祉計画策定委員会による検討	7
	(2) アンケート調査の実施	7
	(3) ワークショップの実施	7
	(4) パブリックコメントの実施	7
第2章	新見市の現状	9
第1節	新見市の概要	11
	(1) 地勢と交通	11
	(2) 人口の推移	12
第2節	地域福祉の現状	14
	(1) 支援を必要とする人の現状	14
	(2) 地域福祉を支える人の現状	19
	(3) アンケート調査の結果	20
	(4) ワークショップによる検討	37
	(5) 第1期新見市地域福祉計画における取組状況の検証	44
	(6) 統計データとアンケート調査結果等からみた新見市の現状と主な課題	46
第3章	社会制度の変化	49
第1節	社会福祉法の一部改正	51
	(1) 新たな地域福祉計画のポイント	51
第2節	保健・福祉関連分野における主な取組	53
	(1) 子ども・子育て支援分野	53
	(2) 高齢者保健福祉・介護保険事業分野	53
	(3) 障がい福祉分野	55
	(4) 保健分野	56
	(5) 防災分野	56
第4章	地域福祉計画における基本理念	57
第1節	計画が目指すまちの姿	59
	(1) 計画の基本理念	59
	(2) 基本理念の実現に向けた基本目標の設定	60

(3) 施策体系	61
第5章 施策の推進	63
第1節 地域福祉の担い手の育成・住民参画の促進（基本目標1）	65
(1) 住民同士の交流の促進	65
(2) 福祉活動等の普及啓発の推進	66
(3) 地域福祉活動の活性化と担い手の育成	67
第2節 住み慣れた地域で必要なサービスを受けられる体制づくり（基本目標2）	69
(1) 高齢者福祉サービスの充実	69
(2) 障がいのある人への支援の充実	71
(3) 子どもと子育て中の保護者への支援の充実	72
(4) 健康増進の総合的な推進	74
(5) 社会的支援を必要とする人へのサポート	76
第3節 安心して住み続けられる快適なまちづくり（基本目標3）	78
(1) バリアフリーのまちづくりの推進	78
(2) 地域防犯・交通安全対策の強化	80
(3) 権利擁護施策の強化	81
(4) 災害に強い地域づくり	83
第4節 地域福祉を支える市の体制強化（基本目標4）	85
(1) 住民への福祉情報の提供	85
(2) 福祉団体とのネットワーク強化	86
(3) 総合的な相談体制・ケアマネジメント機能の充実	87
第6章 地域福祉の実現に向けて	89
第1節 計画の推進体制の強化・充実	91
(1) 社会福祉協議会との連携強化	91
(2) 民生委員・児童委員等との連携強化	91
(3) 地域ケア会議の機能強化	91
(4) 団体・事業者等との連携強化	91
(5) 保育所、認定こども園、学校、新見公立大学との連携強化	92
第2節 点検及び評価体制	92
第3節 計画の周知	92
第7章 資料編	93
(1) 新見市地域福祉計画策定委員会設置要綱	95
(2) 新見市地域福祉計画策定委員会委員名簿	96

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景

我が国においては、急速な少子高齢化の進行や生活様式の変化などを要因として、ひとり暮らし高齢者の増加や若年層の社会的孤立などが表出するようになってきました。さらに、地域住民同士のつながりが希薄化する中で、虐待や孤独死、消費者被害や生活困窮、子どもの貧困などといった様々な社会問題や生活課題が取り上げられるようになりました。

こうした課題は多様化・複雑化しており、生活困窮者自立支援制度や介護保険制度などの公的な福祉サービスだけでは解決が難しく、また、解決のために必要なサービスを当事者が知らない、利用しないなどといったケースもみられ、制度の枠を超えた支援が今まで以上に重要となっています。

一方で、災害時の助け合いや日頃の見守りなどの重要性は東日本大震災以降、再認識されることとなりました。普段の暮らしの中でも他人を思いやり、地域における人と人とのつながりを大切にする社会を構築し、誰もが安心して暮らしていくことのできる新見市の実現を図っていく必要があります。

本市では、「新見市地域福祉計画」を平成27年3月に策定し、「笑顔があふれ、みんなが手を取りあうあたたかいまち」を計画の基本理念として、各種福祉施策の推進に努めてきました。

現在、本市では誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる社会を実現するための一体的な支援の仕組みである「地域包括ケアシステム」の構築を進めています。「地域包括ケアシステム」の構築には、個別支援の充実とこれを支える地域づくりを同時に進めることが求められ、多様な担い手による多様なサービスが提供されるための体制づくりが必要です。市民と地域の団体、事業者、行政が協力し、地域で支える「地域包括ケアシステム」を推進するとともに、地域づくりの活動を一体的に推進し、課題を解決していく「地域福祉」の活動を引き続き進めていく必要があります。

また、厚生労働省が提唱する「『我が事・丸ごと』地域共生社会」を実現するためには、地域に暮らす人々が状況に応じて「支えられる側」、「支える側」の両方となり、相互に助け合うことのできるまちをつくっていく必要があります。

本市を取り巻く現状を踏まえつつ、新見市における「福祉のまちづくり」を引き続き進めていくため、本計画を策定します。

第2節 計画の性質と位置づけ

本計画は社会福祉法第107条の規定に基づく「地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画（市町村地域福祉計画）」として策定するものであり、本市の地域福祉を総合的かつ計画的に推進することを目的として定めます。

なお、本文中の年次表記及び年度表記については、すべて和暦で統一しています。ただし、一部の表記については、社会事象の名称として公的に使用されるものがあるため、その対象ではありません。また、「障害」の表記については、新見市総合計画における表記等を考慮して「障がい」としています。ただし、法律の名称やサービスの名称などに使用されるなど、「障害」が適切な場合は、表記を統一していません。

■社会福祉法（抜粋）■

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

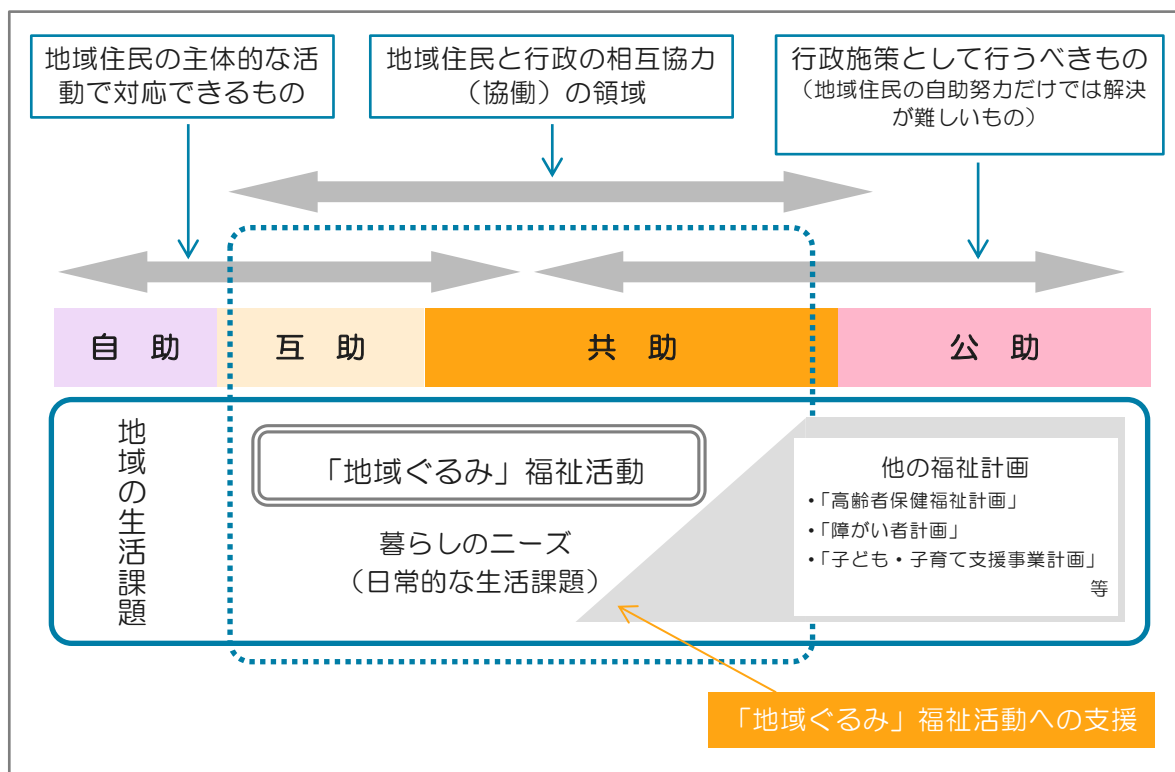
第3節 地域福祉の概念

「地域福祉」とは、それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方を指します。

少子高齢化や核家族化、就業形態の変化など、社会情勢が大きく変化しており、普段の暮らしの中で不安や困りごとを抱える人がいることが明らかになりました。こうした生活課題は、家庭や地域のつながりの希薄化が進行したことも相まって、既存の行政や民間のサービスだけでは対応が難しいことが多くなっています。

すべての人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、法律や制度による公的なサービスだけではなく、地域に暮らす人々が相互に助け合う関係性を構築し、地域に関わるすべての人が行政や専門機関と協働し、支援を必要としている人を支えていく地域福祉の新たな仕組みづくりが重要となっています。

■ 自助・互助・共助・公助の関係性 ■

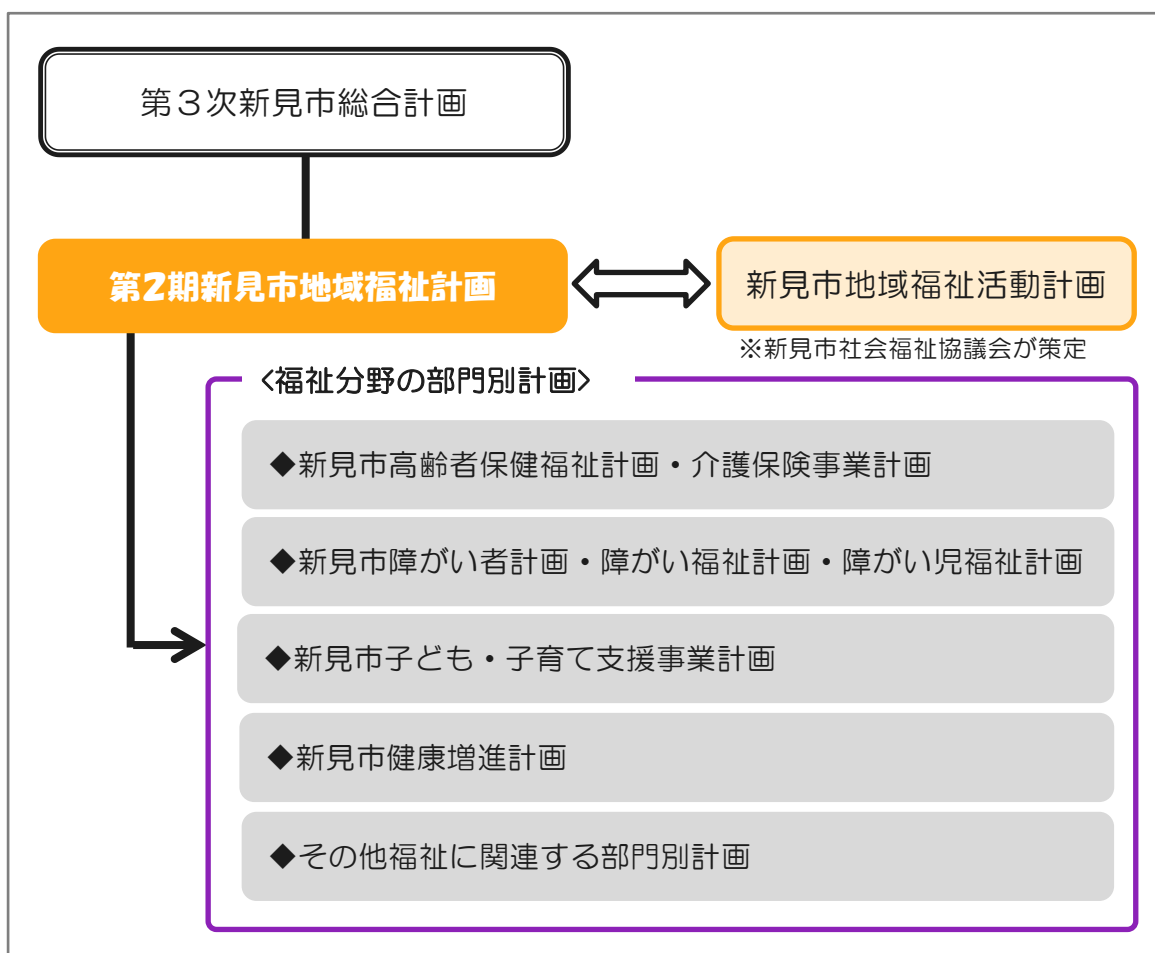


第4節 他計画との関係

本計画は新見市総合計画を上位計画とする計画であり、福祉分野における上位計画として位置づけられるものです。福祉（子ども・子育て、高齢者福祉、障がい者福祉等）に関する既存の部門別計画における基本的な考え方や理念等を相互に関連づけるとともに、各計画の地域福祉に関する関連施策の実現に向けて、基本方針と施策展開の方向性を明らかにしています。

また、新見市社会福祉協議会が策定する「新見市地域福祉活動計画」は、地域住民と社会福祉の活動及び事業の推進を目的とするすべての団体等とともに、地域福祉の推進に取り組むための実践計画です。社会福祉協議会が、地域福祉推進の中心的な役割・機能を果たしていくために、地域を支える各種団体と協働しつつ、これからの福祉のまちづくりに向けた具体的な活動を明確にするための計画です。

■計画の位置づけ■



第5節 計画期間

令和2年度から令和5年度までの4か年とします。なお、必要に応じて随時見直しを行います。

第6節 計画の策定体制と方法

本計画の策定にあたっては、市の現状や市民の意向などを把握するほか、策定段階からの積極的な地域福祉の担い手の意見聴取を行うため、以下の調査及び検討を行っています。

(1) 新見市地域福祉計画策定委員会による検討

地域福祉計画は、本市行政組織の幅広い部門に関連するため、有識者、社会福祉団体等の代表、関係行政機関の職員等から構成される「新見市地域福祉計画策定委員会」を設置し、計画の策定及び地域福祉に関する施策の推進について協議するとともに、その提言を計画に反映させています。

(2) アンケート調査の実施

地域福祉に関する課題やニーズを把握するため、一般市民を対象に「新見市地域福祉に関するアンケート調査」を実施しました。また、市内で活動している福祉団体等に対し、アンケート調査を実施しました。

(3) ワークショップの実施

地域における課題や市民の考え方を把握するため、小地域ケア会議全体会(ワークショップ)を開催しました。

(4) パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、広く市民の意見を聴取するため、パブリックコメントを実施しました。

第2章 新見市の現状

第1節 新見市の概要

(1) 地勢と交通

新見市は、岡山県の西北端に位置し、三大河川の1つである高梁川の源流域でもあります。南は高梁市、東は真庭市に、そして北は鳥取県日野郡、西は広島県庄原市に接しています。

本市の面積は793.29km²で岡山県の11.2%を占めています。全域が中国山地の脊梁地帯に属するため、起伏の多い地形であり、総面積の86.1%にあたる682.69km²を森林が、3.9%にあたる30.60km²を耕地が占めています。

本市には、近畿方面と広島・九州方面を結ぶ中国自動車道が通り、米子方面と岡山・倉敷方面を結ぶ国道180号が南北に走るとともに、国道182号、県道新見勝山線が東西に走っています。あわせて、本市にはJR伯備線、JR姫新線及びJR芸備線が通っており、新見駅がそれらの結節点となっているなど、交通の要衝となっています。また、本市の公共交通の中心となっている路線バスは、民間事業者の路線バスと市営バスが運行していますが、利用者は全体的に減少傾向にあります。

(2) 人口の推移

住民基本台帳による平成31年4月1日現在の総人口は、29,294人となっています。平成30年からは3万人を割り込みました。年齢3区分別人口で見ると、年少人口、生産年齢人口は減少傾向が続いているほか、老年人口でも平成28年をピークに高止まり傾向にあります。高齢化率（老年人口比率）は平成31年4月1日現在で41.2%と、高齢化が進んでいることがわかります。

■総人口と年齢3区分別人口の推移■

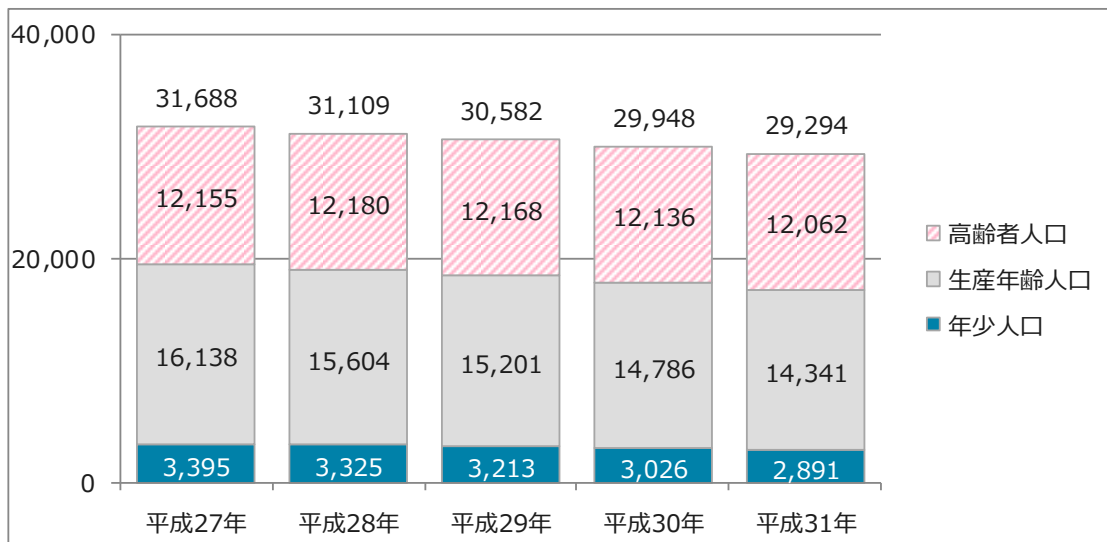
単位：人、%

		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
年少人口 (15歳未満)	人口	3,395	3,325	3,213	3,026	2,891
	(構成比)	10.7	10.7	10.5	10.1	9.9
生産年齢人口 (15～64歳)	人口	16,138	15,604	15,201	14,786	14,341
	(構成比)	50.9	50.2	49.7	49.4	49.0
高齢者人口 (65歳以上)	人口	12,155	12,180	12,168	12,136	12,062
	(構成比)	38.4	39.1	39.2	40.5	41.2
総人口		31,688	31,109	30,582	29,948	29,294

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■新見市の人口の推移■

単位：人

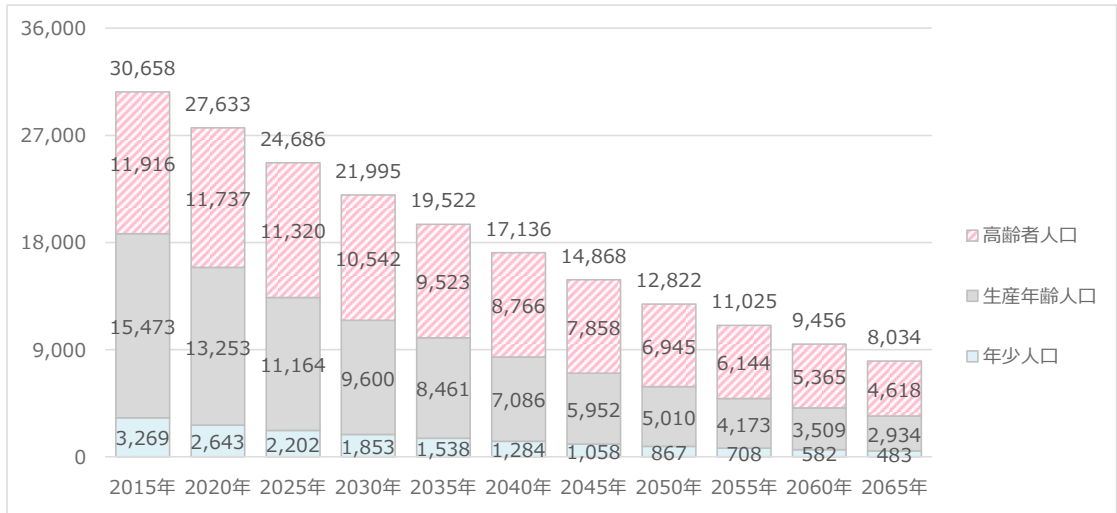


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」によると、本市の人口は今後も減少を続け、2060年以降は総人口が1万人を下回り、2065年の総人口は、2015年比で4分の1程度まで縮小することが見込まれています。総人口に占める高齢者人口の割合（高齢化率）をみると、2040年には5割を超え、その後もさらに高いまま推移することが見込まれます。

■年齢3区分別人口の将来推計■

単位：%

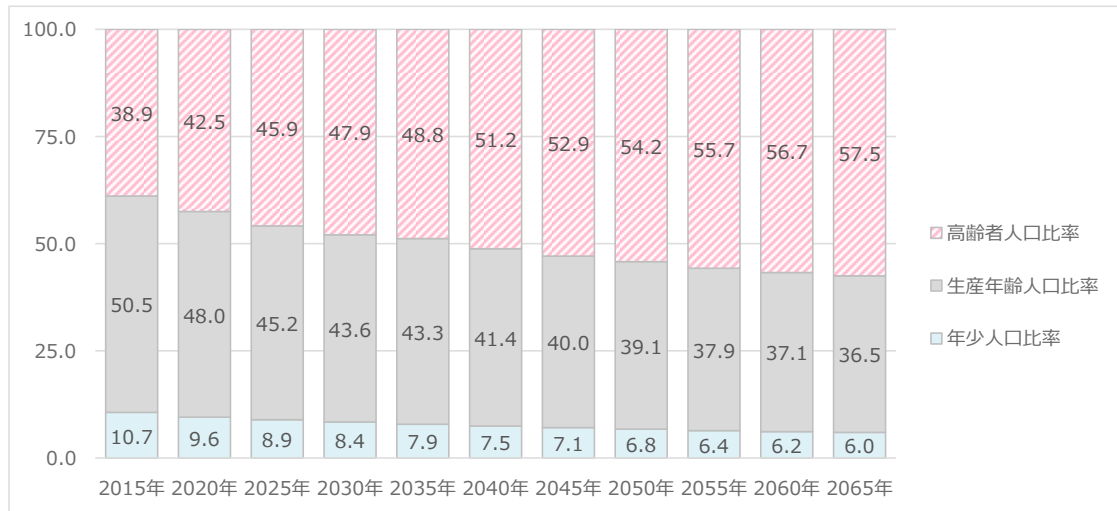


資料：国勢調査・国立社会保障・人口問題研究所推計

※端数処理により、年齢3区分別人口の和が総人口に一致しない場合がある。

■年齢3区分別人口の将来推計■

単位：%



資料：国勢調査・国立社会保障・人口問題研究所推計

※端数処理により、年齢3区分別人口比率の和は100.0%とならない場合がある。

第2節 地域福祉の現状

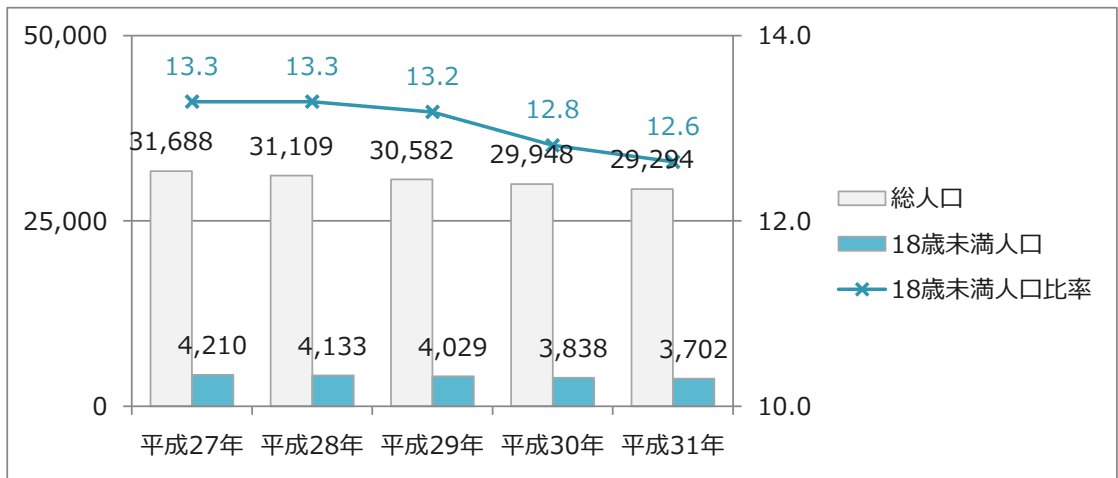
(1) 支援を必要とする人の現状

①子ども・子育て世代

本市に居住する18歳未満の人口は平成31年4月1日現在、3,702人となっており、全人口のうち12.6%を占めています。少子化に伴い、18歳未満人口、18歳未満人口比率ともに低下しています。

■総人口と子ども（18歳未満）人口、子ども人口比率の推移■

単位：人、%

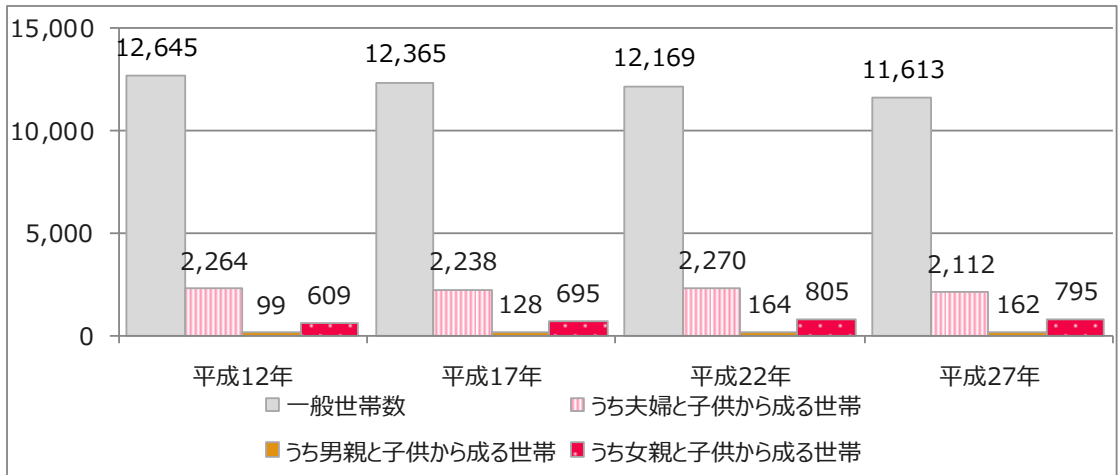


資料：住民基本台帳（各年4月1日）

また、子どものいる世帯数についてみると、一般世帯数が減少している一方で、「うち男親と子供から成る世帯」は増加していることがわかります。また、「うち女親と子供から成る世帯」も平成22年以降800世帯程度で横ばいとなっており、社会的支援の重要性が高まっていることがわかります。

■子どものいる世帯数の推移■

単位：人



資料：国勢調査

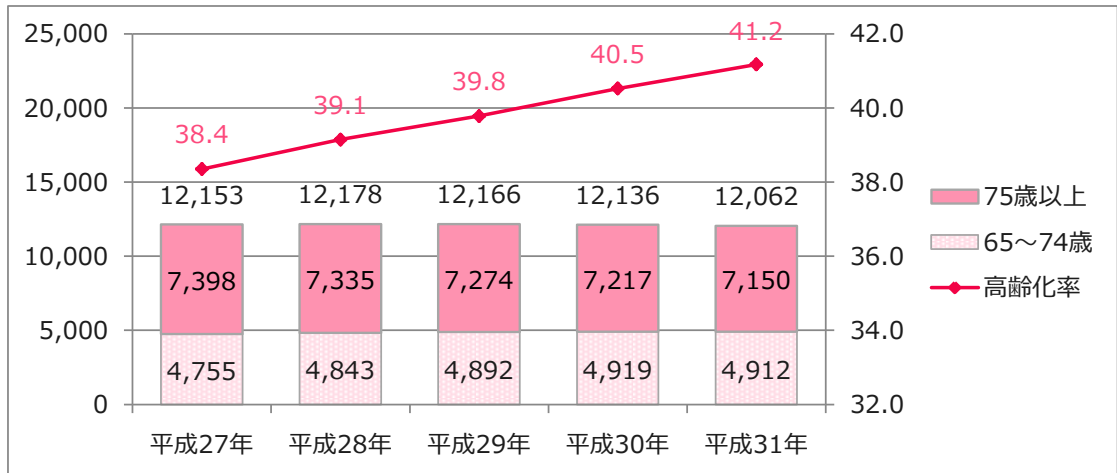
②高齢者

高齢者数の推移をみると、平成27年以降は12,000人台で高止まり傾向を示しています。

高齢化が進んでおり、平成30年以降は高齢化率が40%を突破しています。

■高齢者人口と高齢化率の推移■

単位：人、%

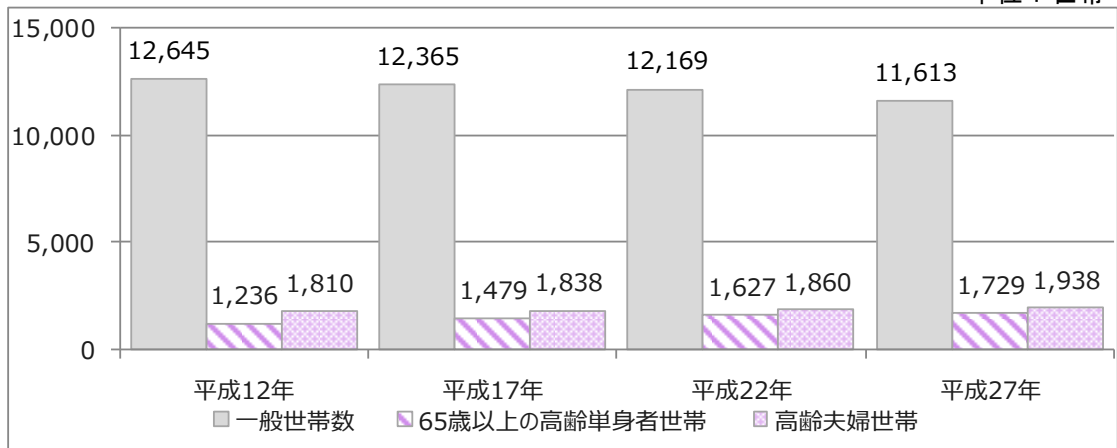


資料：住民基本台帳（各年4月1日）

また、高齢者世帯についてみると、高齢化に伴って「65歳以上の高齢単身者世帯」、「高齢夫婦世帯」はともに増加傾向にあります。高齢者の孤立を防ぐための取組の重要性が高まっており、何らかの支援を必要とする人は今後も増加することが想定されます。

■高齢者のいる世帯の推移■

単位：世帯



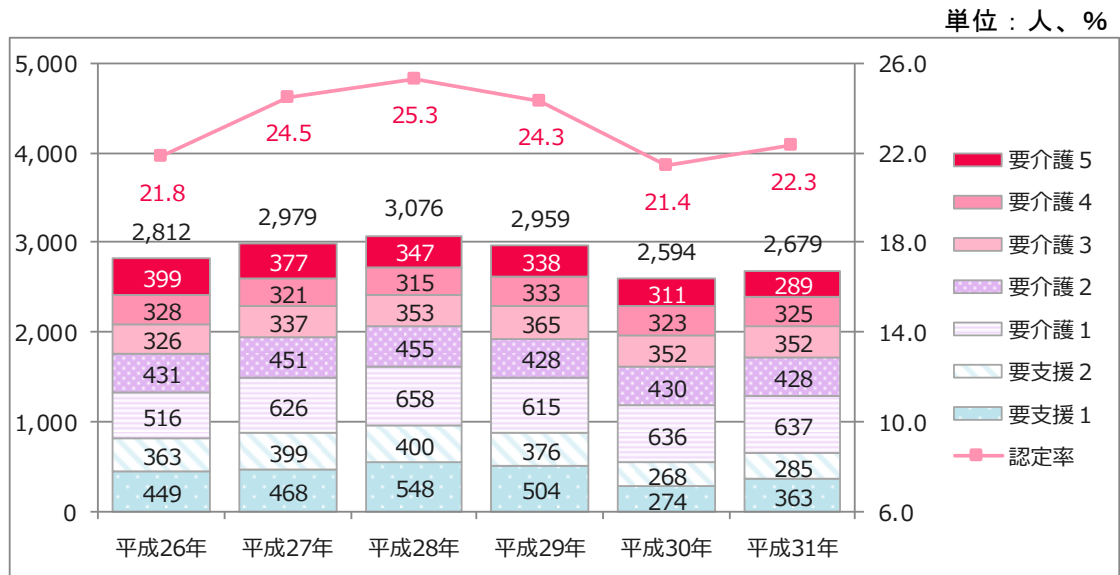
資料：国勢調査

平成26年度から平成31年度における要介護(要支援)認定者数についてみると、要介護(要支援)認定者数は高止まり傾向を示していることがわかります。特に「要介護1」以上の人数はこの数年で大きな変化がなく、横ばいとなっています。

認定率でみると、平成26年度以降はいずれも20%を超えており、平成28年度には25.3%まで上昇しましたが、その後は下落しています。

2025年には団塊の世代が75歳以上(後期高齢者)となることから、要介護(要支援)認定者数は今後増加する可能性が高いと言えます。

■要介護(要支援)認定者数の推移■

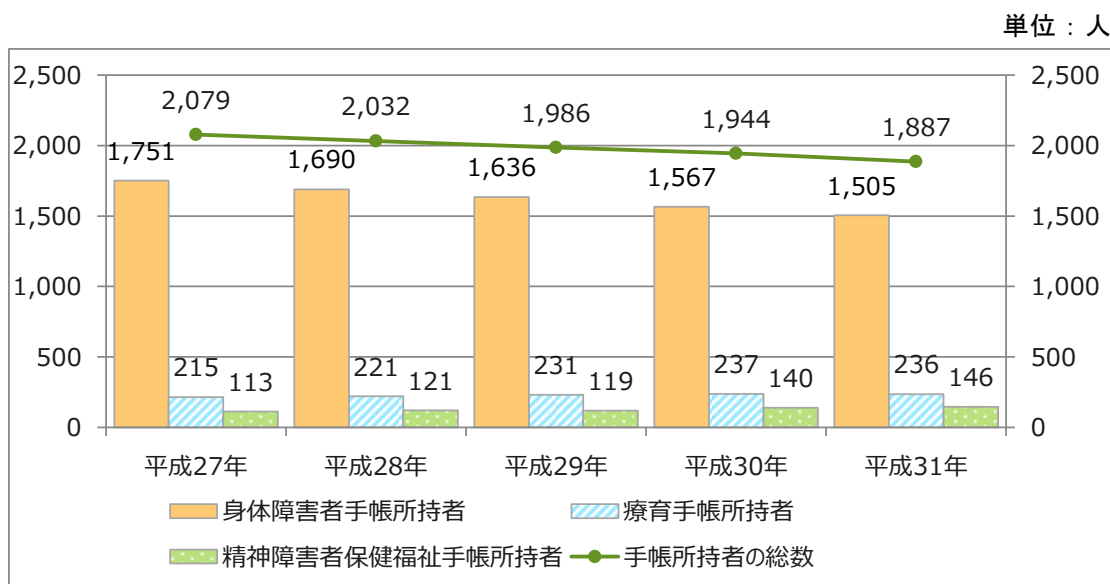


資料：地域包括ケアシステム見える化システム（各年4月1日）

③障がい者

本市に居住する障害者手帳の所持者数（総数）の推移をみると、減少傾向にあることがわかります。身体障害者手帳所持者数は減少傾向で推移していますが、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者は微増となっています。

■障害者手帳所持者数の推移■



資料：福祉課（各年4月1日）

また、手帳所持者の年齢構成をみると、平成30年においては、18歳未満の身体障害者手帳所持者が身体障害者手帳所持者全体に占める割合は1%未満となっており、身体障害者手帳所持者のほとんどを18歳以上の障がい者が占めています。また、65歳以上（高齢者）の身体障害者手帳所持者が約82.4%を占めており、人口推移と同様、高齢化が進んでいることがわかります。

療育手帳所持者は増加傾向にあります。また、精神障害者保健福祉手帳所持者については、その大半は18～64歳となっていますが、18歳未満及び65歳以上でも増加傾向がうかがえます。

■障害者手帳所持者数の年齢別推移■

単位：人

		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
身体障害者 手帳所持者	18 歳未満	17	17	16	15	13
	18～64 歳	317	300	280	265	252
	65 歳以上	1,417	1,373	1,340	1,287	1,240
	計	1,751	1,690	1,636	1,567	1,505
療育手帳 所持者	18 歳未満	38	40	46	48	44
	18～64 歳	152	156	157	160	162
	65 歳以上	25	25	28	29	30
	計	215	221	231	237	236
精神障害者 保健福祉手帳 所持者	18 歳未満	4	3	3	3	5
	18～64 歳	89	100	99	114	116
	65 歳以上	20	18	17	23	25
	計	113	121	119	140	146

資料：福祉課（各年 4 月 1 日）

④その他支援を必要とする人

生活保護の受給世帯と世帯に属する人員は以下のとおりです。生活保護世帯数は減少傾向を示しています。

■生活保護の受給世帯と世帯に属する人員■

単位：世帯、人

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
世帯数	203	188	176	167	163
人員	239	218	210	190	190

資料：福祉課（各年 4 月 1 日）

本市の自殺者数と自殺死亡率については、以下のとおりです。

■自殺者数と自殺死亡率の推移■

単位：人

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
自殺者数	6	14	7	5
自殺死亡率	19.0	45.7	23.2	16.9

資料：厚生労働省「人口動態統計」より岡山県備北保健所作成。
※自殺死亡率は人口 10 万人対の数値。

(2) 地域福祉を支える人の現状

①民生委員・児童委員

民生委員・児童委員数はこの5年間で変化していません。

■民生委員・児童委員数の推移■

単位：世帯、人

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
人員	133	133	133	133	133

資料：福祉課（各年 4 月 1 日）

②ボランティア団体

ボランティア団体数はこの数年で変化していませんが、所属する人数が減少しています。また、個人ボランティアも減少傾向にあります。

■ボランティア数の推移■

単位：世帯、人

		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
グループ	団体数	4	4	4	4	4
	所属する 人数	329	274	272	266	274
個人		45	53	47	18	19
登録人数の合計		374	327	319	284	293

資料：新見市社会福祉協議会（各年 4 月 1 日）

(3) アンケート調査の結果

①調査の概要

本計画を策定するにあたり、地域での生活や福祉活動に関する状況を把握するため、一般市民を対象とするアンケート調査を実施しました。

調査の実施概要は以下のとおりです。

■調査の実施概要■

項目	内容
調査対象	20歳以上の市民
配布数	1,000
回収数（回収率）	488（48.8%）
抽出法	無作為抽出
調査方法	郵送による配布・回収
調査時期	令和元年10月
調査地域	新見市全体

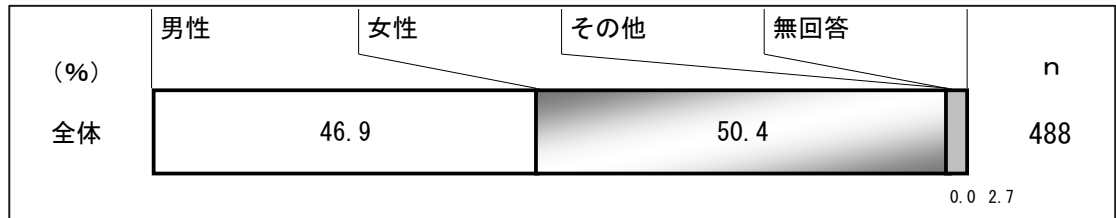
②調査結果（概要）

<回答者の属性>

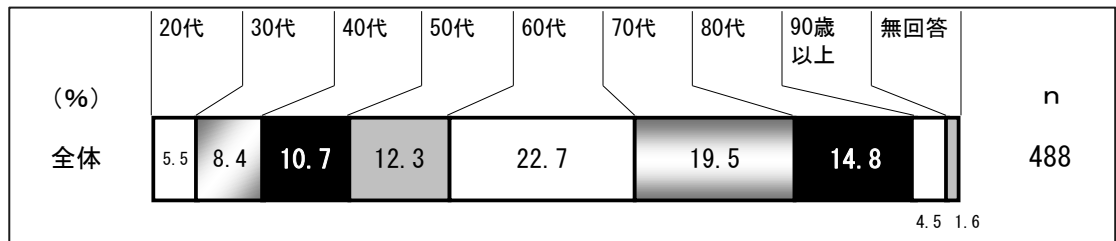
回答者の属性は以下のとおりです。

高齢の方の回答が多くなっています。

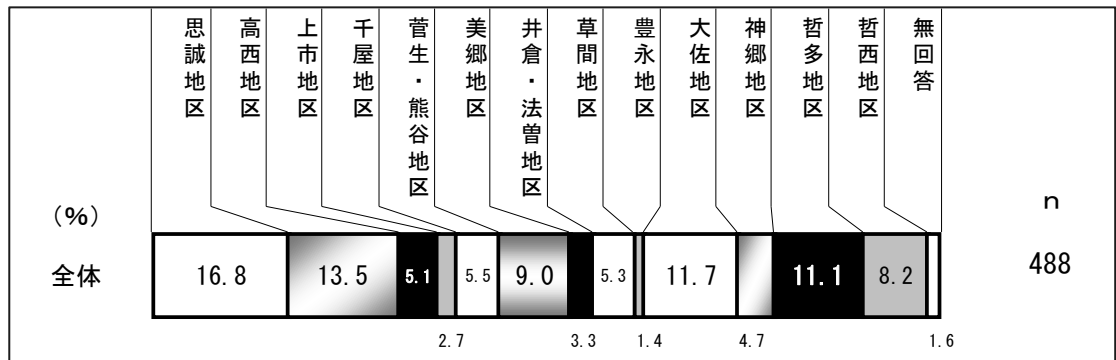
■回答者の性別■



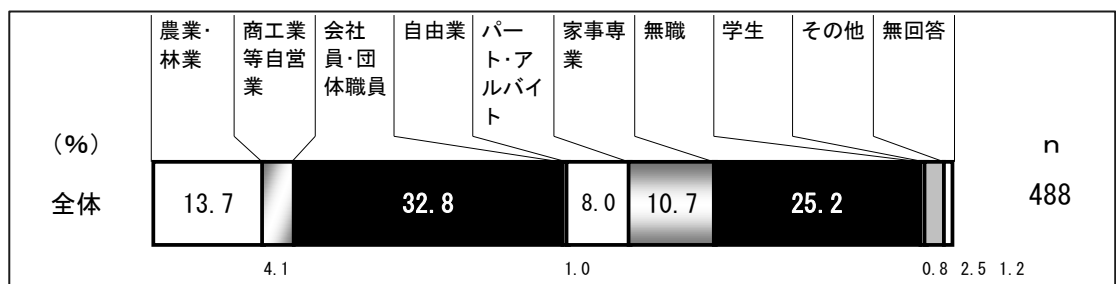
■回答者の年齢■



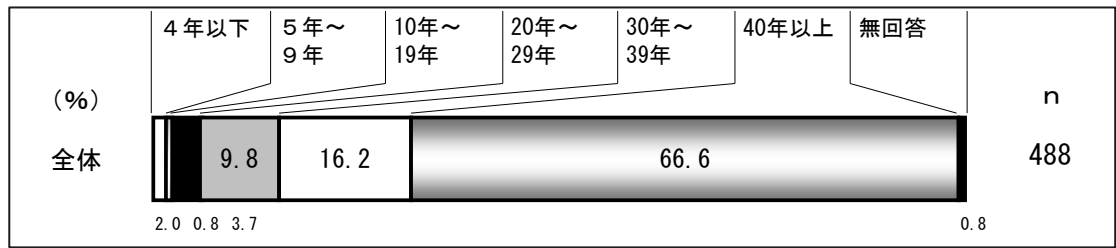
■回答者の居住地区■



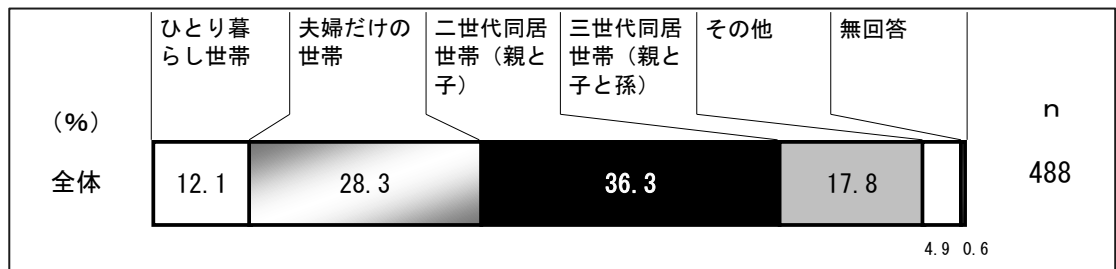
■回答者の職業■



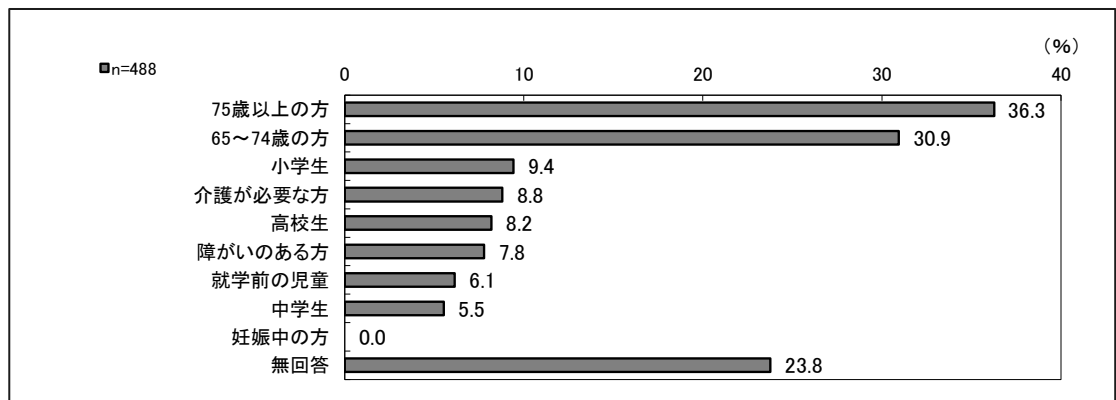
■回答者の居住年数■



■回答者の家族構成■



■同居家族（全体／複数回答）■

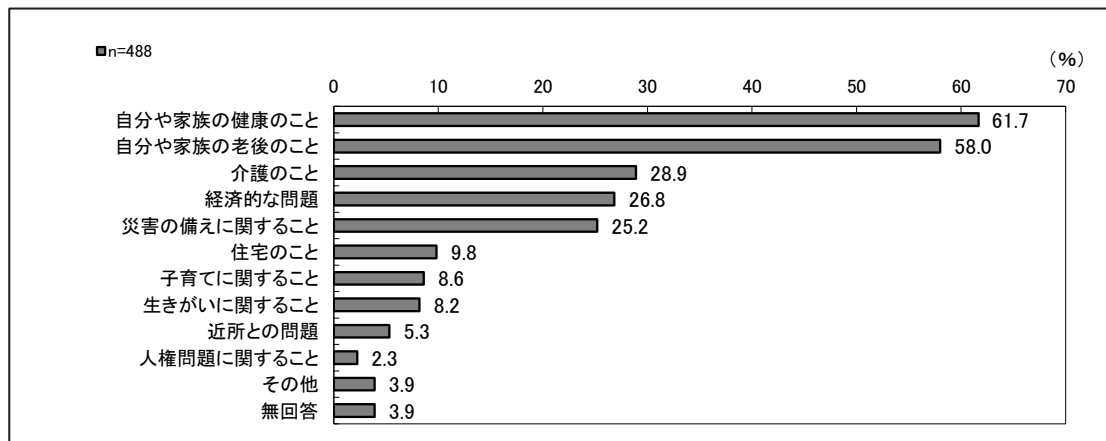


<日々の生活における悩みや不安>

日々の生活で悩みや不安を感じるについてたずねたところ、「自分や家族の健康のこと」と「自分や家族の老後のこと」が他を大きく引き離して上位となっています。

年齢でみると、30代では「経済的な問題」が第1位となっています。

■日々の生活で悩みや不安を感じる事（全体／複数回答）■



■日々の生活で悩みや不安を感じる事■

(全体・属性別—上位3項目／複数回答)

(単位：%)

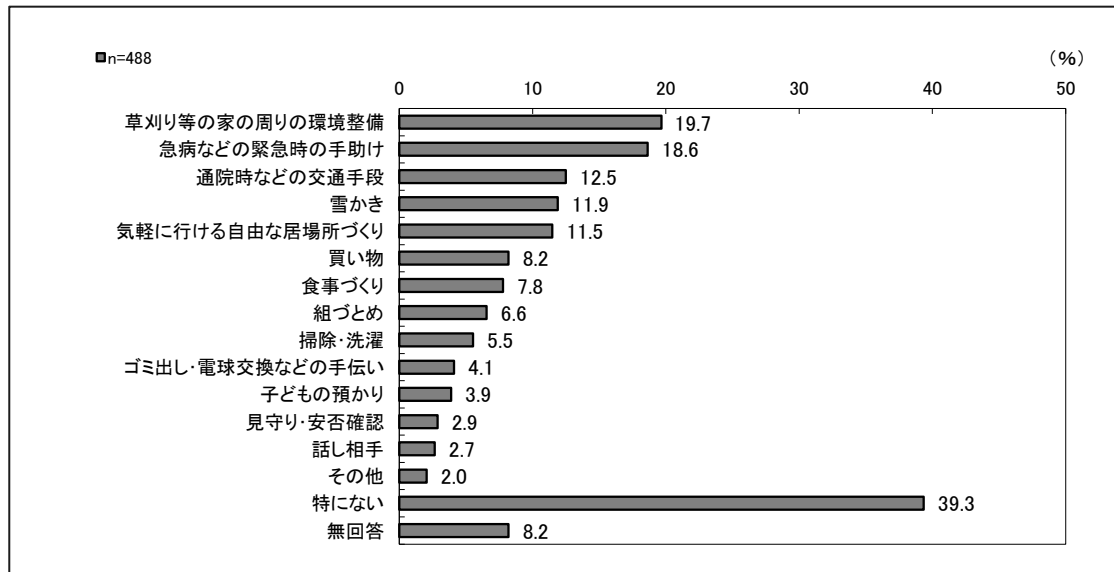
		第1位	第2位	第3位
全体		自分や家族の健康のこと 61.7	自分や家族の老後のこと 58.0	介護のこと 28.9
性別	男性	自分や家族の健康のこと 61.1	自分や家族の老後のこと 55.0	災害の備えに関する事 27.1
	女性	自分や家族の健康のこと 63.8	自分や家族の老後のこと 60.6	介護のこと 30.9
年齢	20代	自分や家族の健康のこと／自分や家族の老後のこと 40.7		経済的な問題 33.3
	30代	経済的な問題 46.3	自分や家族の健康のこと 43.9	自分や家族の老後のこと 41.5
	40代	自分や家族の健康のこと 53.8	自分や家族の老後のこと 50.0	子育てに関する事 34.6
	50代	自分や家族の老後のこと 66.7	自分や家族の健康のこと 63.3	介護のこと 35.0
	60代	自分や家族の健康のこと／自分や家族の老後のこと 62.2		災害の備えに関する事 28.8
	70代	自分や家族の健康のこと 69.5	自分や家族の老後のこと 64.2	介護のこと 29.5
	80歳以上	自分や家族の健康のこと 72.3	自分や家族の老後のこと 55.3	介護のこと 50.0

<日常生活で手助けしてほしいこと>

日常生活で手助けしてほしいことについてたずねたところ、「草刈り等の家の周りの環境整備」が最も多く、次いで「急病などの緊急時の手助け」、「通院時などの交通手段」、「雪かき」などとなっています。なお、「特にない」は39.3%となっています。

年齢でみると、20代では「気軽に行ける自由な居場所づくり」、30代では「子どもの預かり」が第1位となっています。

■日常生活で手助けしてほしいこと（全体／複数回答）■



■日常生活で手助けしてほしいこと（全体・属性別—上位3項目／複数回答）■

(単位：%)

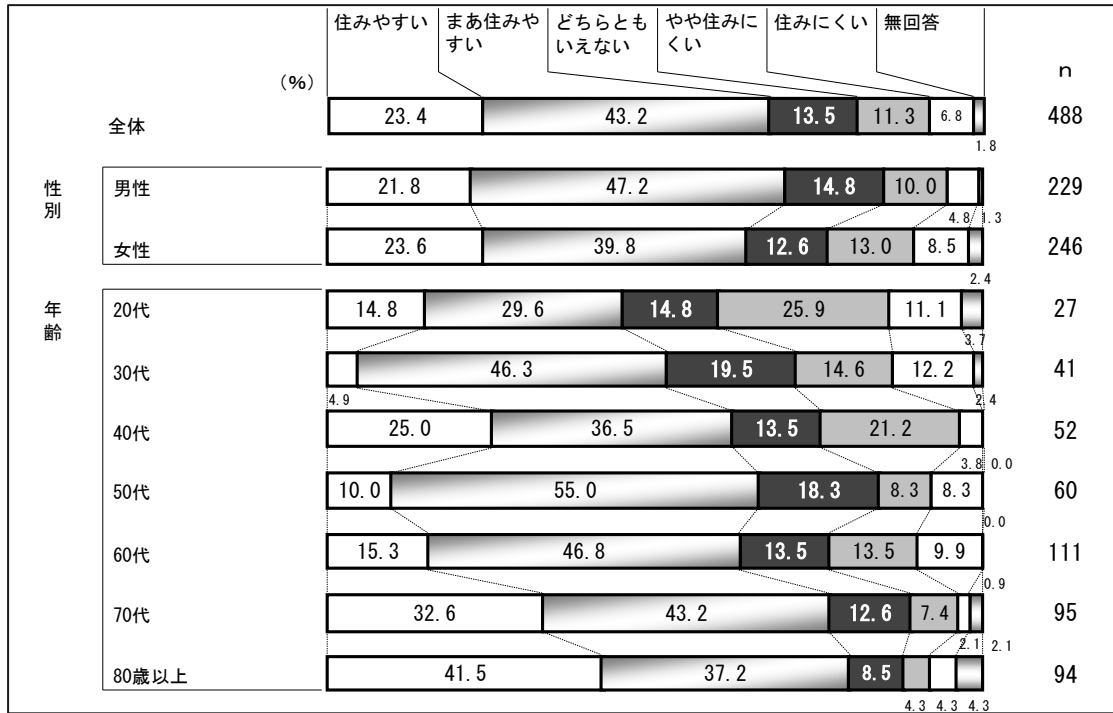
		第1位	第2位	第3位
全体		草刈り等の家の周りの環境整備 19.7	急病などの緊急時の手助け 18.6	通院時などの交通手段 12.5
性別	男性	急病などの緊急時の手助け 19.7	草刈り等の家の周りの環境整備 16.2	気軽に行ける自由な居場所づくり 11.8
	女性	草刈り等の家の周りの環境整備 23.6	急病などの緊急時の手助け 17.9	通院時などの交通手段 15.9
年齢	20代	気軽に行ける自由な居場所づくり 29.6	掃除・洗濯／草刈り等の家の周りの環境整備／雪かき 11.1	
	30代	子どもの預かり 31.7	急病などの緊急時の手助け 22.0	草刈り等の家の周りの環境整備／気軽に行ける自由な居場所づくり 14.6
	40代	草刈り等の家の周りの環境整備／急病などの緊急時の手助け 13.5		気軽に行ける自由な居場所づくり 11.5
	50代	草刈り等の家の周りの環境整備 20.0	雪かき 16.7	食事づくり／組ぶとめ／急病などの緊急時の手助け 10.0
	60代	草刈り等の家の周りの環境整備 21.6	急病などの緊急時の手助け 20.7	雪かき 17.1
	70代	急病などの緊急時の手助け 18.9	草刈り等の家の周りの環境整備 17.9	通院時などの交通手段 11.6
	80歳以上	通院時などの交通手段 35.1	草刈り等の家の周りの環境整備 27.7	急病などの緊急時の手助け 25.5

<地域の住みやすさ>

自分の地域の住みやすさについてたずねたところ、「住みやすい」(23.4%)と「まあ住みやすい」(43.2%)を合わせた“住みやすい”が66.6%となっており、多くの人が住みやすさを実感していることがわかります。

年齢でみると、高齢になるにつれて“住みやすい”の割合が高くなる傾向がうかがえます。

■自分の地域の住みやすさ■

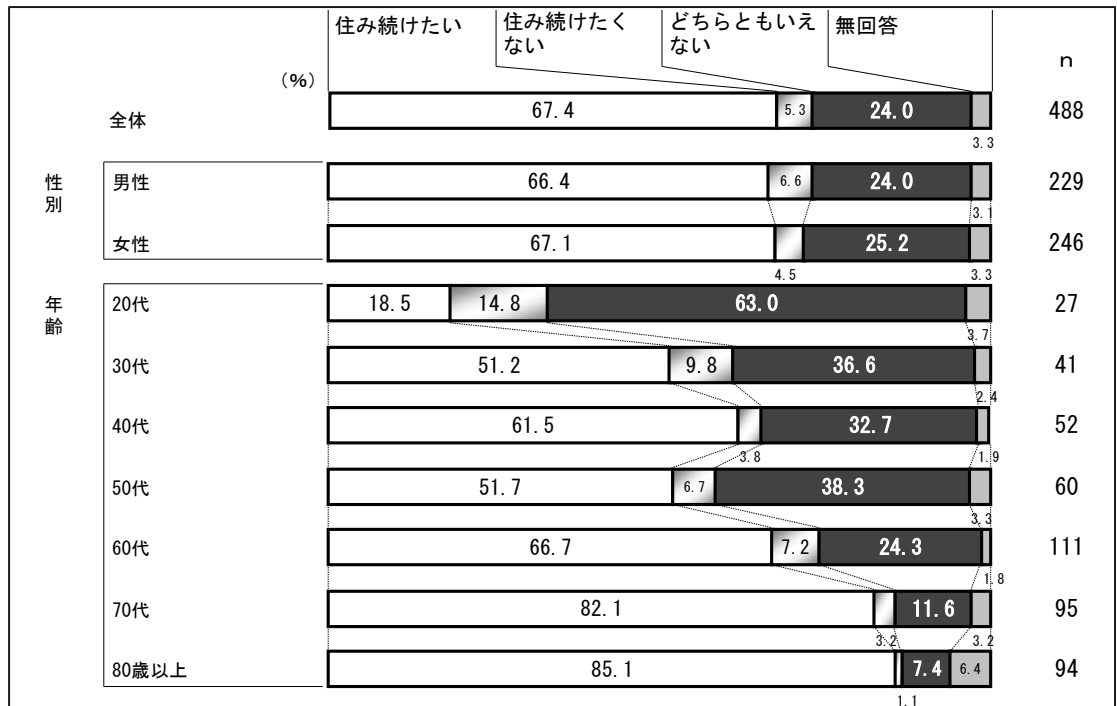


<今後の居任意向>

今後も新見市に住み続けたいかたずねたところ、「住み続けたい」が67.4%と、多くの回答者が居任意向を示しています。

高齢になるにつれて「住み続けたい」の割合が高くなる傾向がうかがえますが、20代では「住み続けたい」が2割以下となっています。

■今後の居留意向■

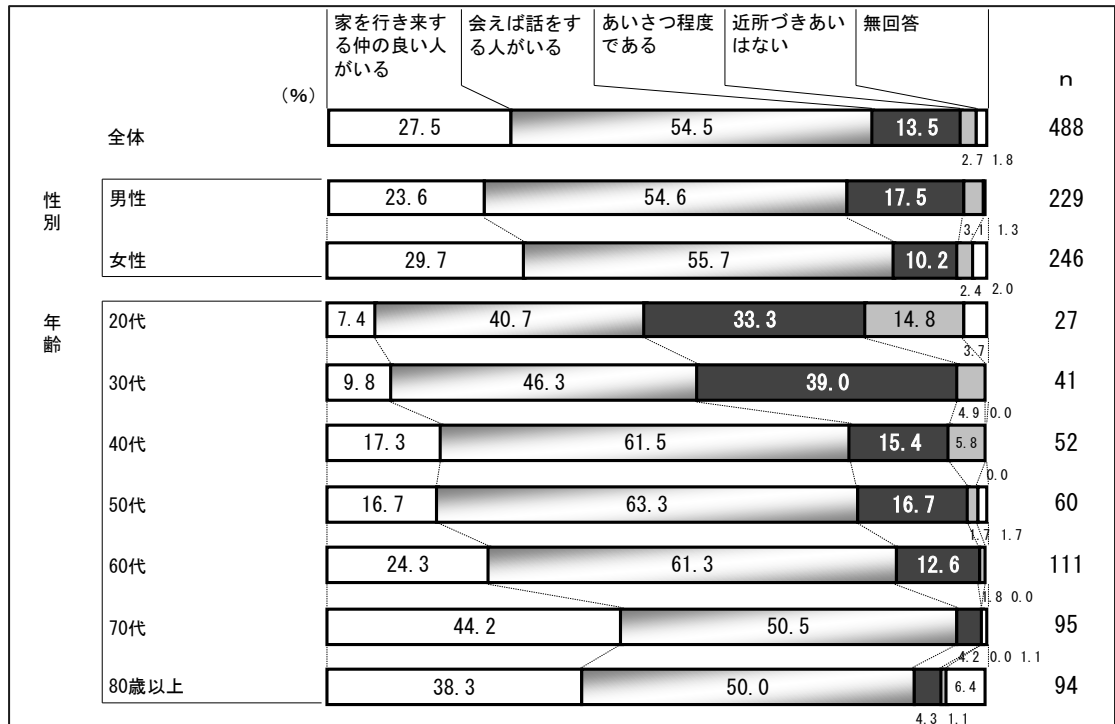


<近所づきあいの程度>

近所づきあいについて、その程度をたずねたところ、「会えば話をする人がいる」が54.5%、「家を行き来する仲の良い人がいる」が27.5%、「あいさつ程度である」が13.5%と、9割以上の回答者が何らかの近所づきあいをしており、特に高齢になるほど近所づきあいの程度が深くなる傾向がうかがえます。

一方で、「近所づきあいはない」は2.7%と、少数ではあるものの、近所づきあいをしていない人がいることがうかがえます。

■近所づきあいの程度■

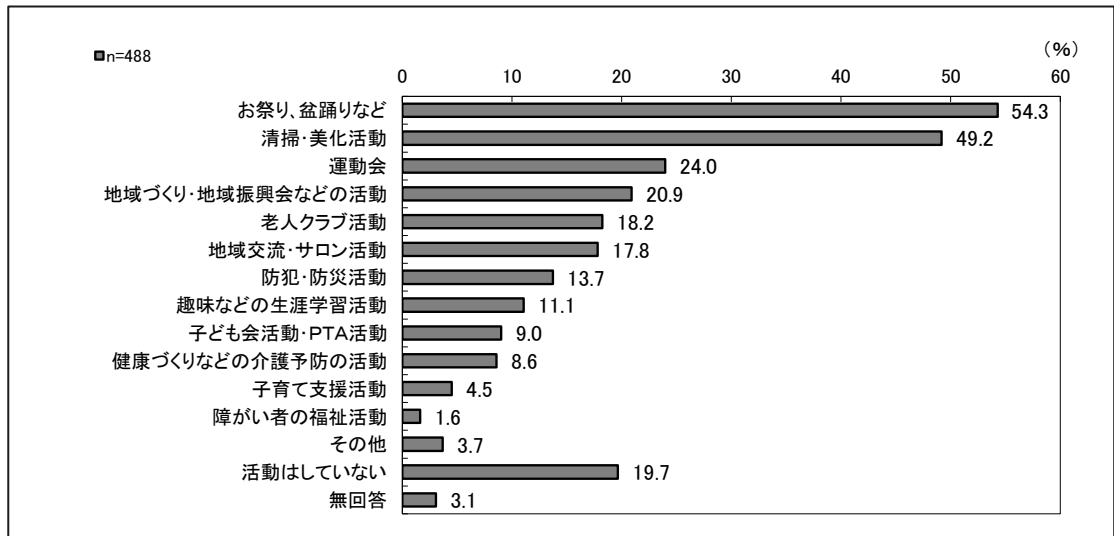


<地域の行事や活動などへの参加状況>

参加している地域の行事や活動などについてたずねたところ、「お祭り、盆踊りなど」と「清掃・美化活動」が他を大きく引き離して上位となっています。

一方で、「活動はしていない」は19.7%となっています。

■地域の行事や活動などへの参加状況（全体／複数回答）■

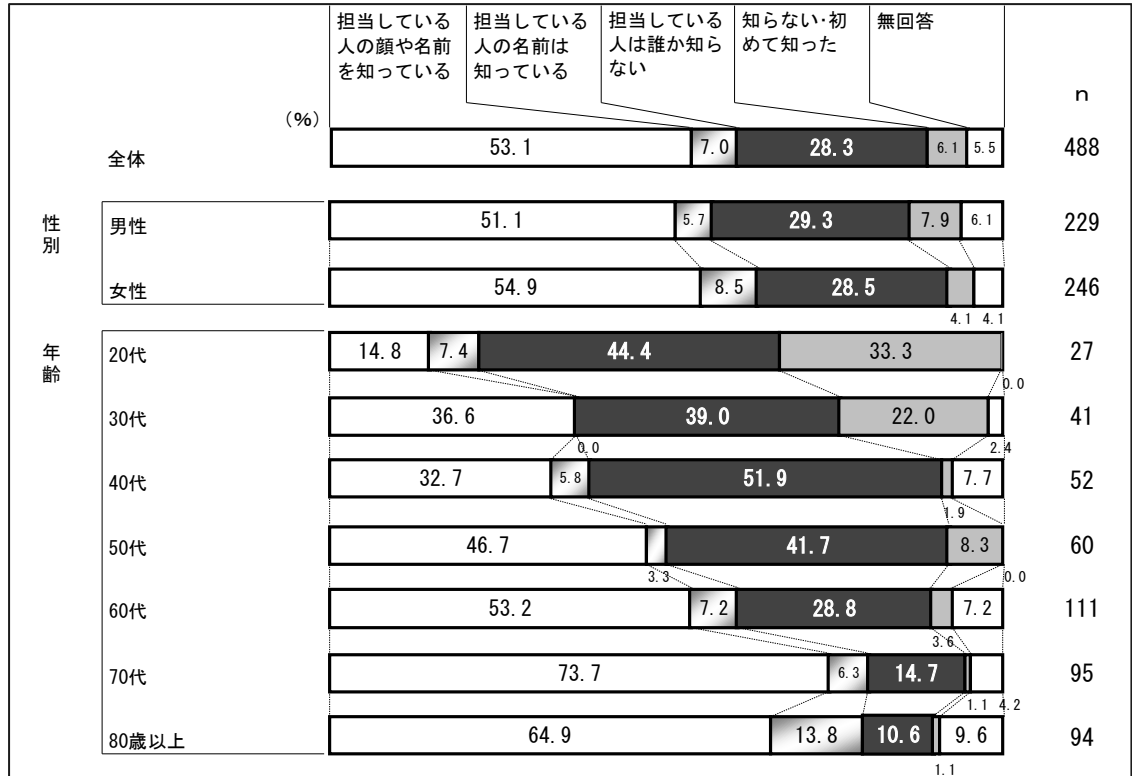


<民生委員・児童委員の認知度>

地域の民生委員・児童委員を知っているかたずねたところ、半数以上の回答者が「担当している人の顔や名前を知っている」と回答しています。

20代、30代では「知らない・初めて知った」の割合が高くなっており、若年層の認知度の向上に課題があることがうかがえます。

■ 民生委員・児童委員を知っているか ■



<社会福祉協議会の認知度>

社会福祉協議会を知っているかたずねたところ、「活動内容まで知っている」が35.5%となっています。「名前は聞いたことがある」が30.1%、「場所は知っている」が19.1%、「知らない・初めて知った」が7.4%となっており、社会福祉協議会の認知度の向上に向けた取組が必要と考えられます。特に20代では「活動内容まで知っている」が14.8%と他の年齢層に比べて低くなっています。

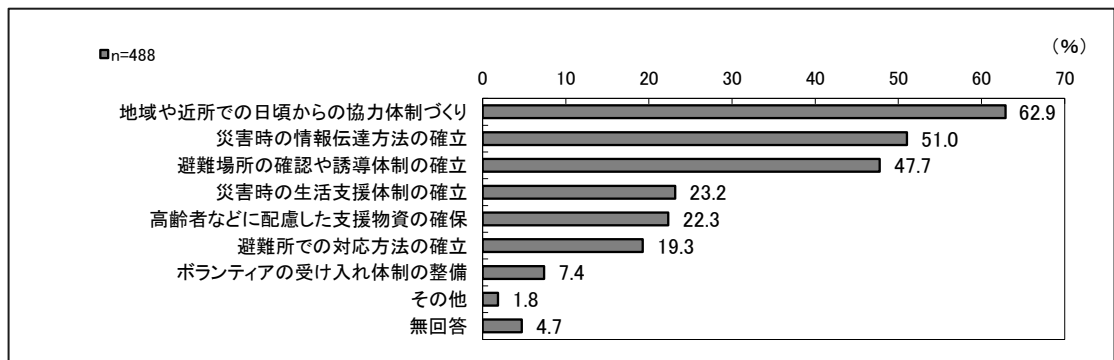
■社会福祉協議会を知っているか■

	認知度					n	
	活動内容まで知っている (%)	場所は知っている (%)	名前は聞いたことがある (%)	その他 (%)	知らない・初めて知った (%)		
全体	35.5	19.1	30.1	7.4	7.0	488	
性別	男性	35.8	20.5	29.3	7.9	5.2	229
	女性	35.8	18.3	30.9	6.9	7.3	246
年齢	20代	14.8	18.5	40.7	25.9	0.0	27
	30代	34.1	19.5	22.0	24.4	0.0	41
	40代	25.0	23.1	34.6	11.5	3.8	52
	50代	38.3	11.7	41.7	1.7	5.0	60
	60代	42.3	20.7	22.5	7.2	7.2	111
	70代	40.0	21.1	27.4	9.5	0.0	95
	80歳以上	31.9	18.1	33.0	13.8	0.0	94

<災害時要援護者支援のために取り組むこと>

災害時要援護者支援のために取り組むことについては、「地域や近所での日頃からの協力体制づくり」が最も多く、次いで「災害時の情報伝達方法の確立」(51.0%)、「避難場所の確認や誘導體制の確立」などとなっています。

■災害時要援護者支援のために取り組むこと（全体／複数回答）■



<成年後見制度の認知度>

成年後見制度についてどの程度まで知っているかたずねたところ、20代から40代までは「制度の内容まで知っている」と約4割が回答し、「初めて聞いた」は各年代の約2割程度を占めています。

高齢になるほど「制度の内容まで知っている」の割合が低くなる傾向がうかがえ、制度に関する周知・啓発については、特に高齢者を対象に進めていく必要性が高くなっているものと見込まれます。

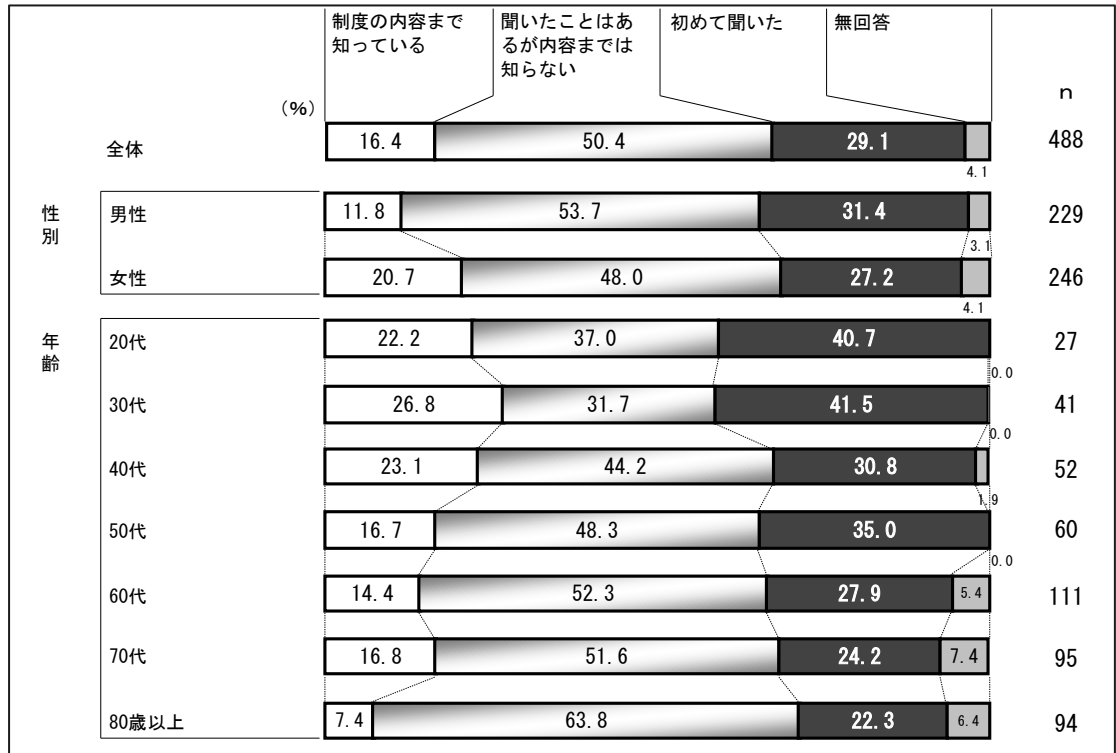
■成年後見制度の認知度■

		制度の内容まで知っている	聞いたことはあるが内容までは知らない	初めて聞いた	無回答	n
		(%)				
全体		24.8	52.9	18.0	4.3	488
性別	男性	21.8	58.1	16.6	3.5	229
	女性	27.6	49.6	19.1	3.7	246
年齢	20代	40.7	33.3	25.9	0.0	27
	30代	39.0	39.0	22.0	0.0	41
	40代	38.5	44.2	15.4	0.9	52
	50代	26.7	53.3	20.0	0.0	60
	60代	25.2	56.8	13.5	4.5	111
	70代	18.9	52.6	20.0	8.4	95
	80歳以上	9.6	67.0	17.0	6.4	94

<日常生活自立支援事業の認知度>

日常生活自立支援事業を知っているかたずねたところ、20代・30代は「初めて聞いた」が約4割を占めています。成年後見制度と比較すると制度の認知度が低いことから、若い世代を中心に金銭管理等身近な支援を行う日常生活自立支援事業に関する周知・啓発行っていく必要があると考えます。

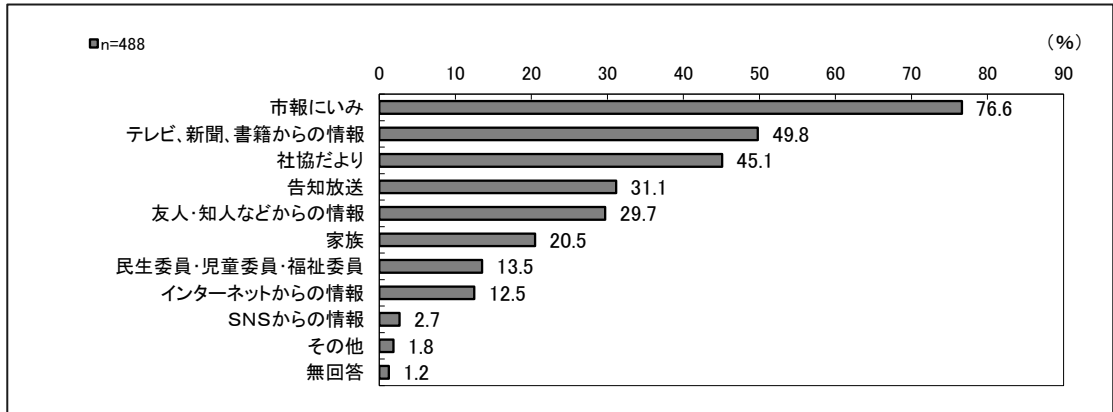
■日常生活自立支援事業の認知度■



<福祉情報の取得>

福祉に関する情報をどこから得ているかたずねたところ、「市報にいみ」が他を大きく引き離して第1位となっています。また、「社協だより」や「告知放送」なども上位となっており、行政機関等による広報活動は、市民が福祉に関する情報を取得する上で大きな役割を果たしていることがうかがえます。

■福祉に関する情報をどこから得ているか（全体／複数回答）■

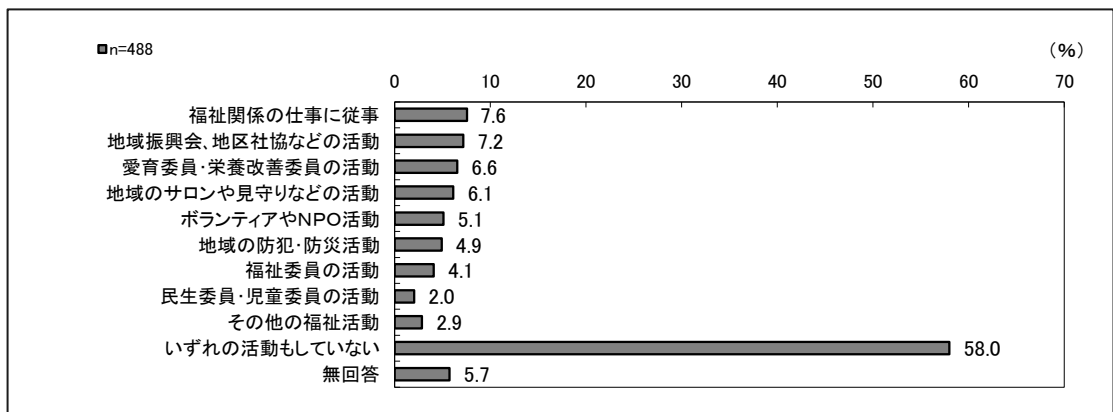


<福祉との関わり>

福祉との関わりについてたずねたところ、「いずれの活動もしていない」が58.0%となっており、その他の選択肢はいずれも1割未満となっています。

今後も、ボランティアやNPO活動など福祉に関する活動に、より多くの市民が参加できるような環境の整備や福祉意識の醸成を進めていく必要があると考えられます。

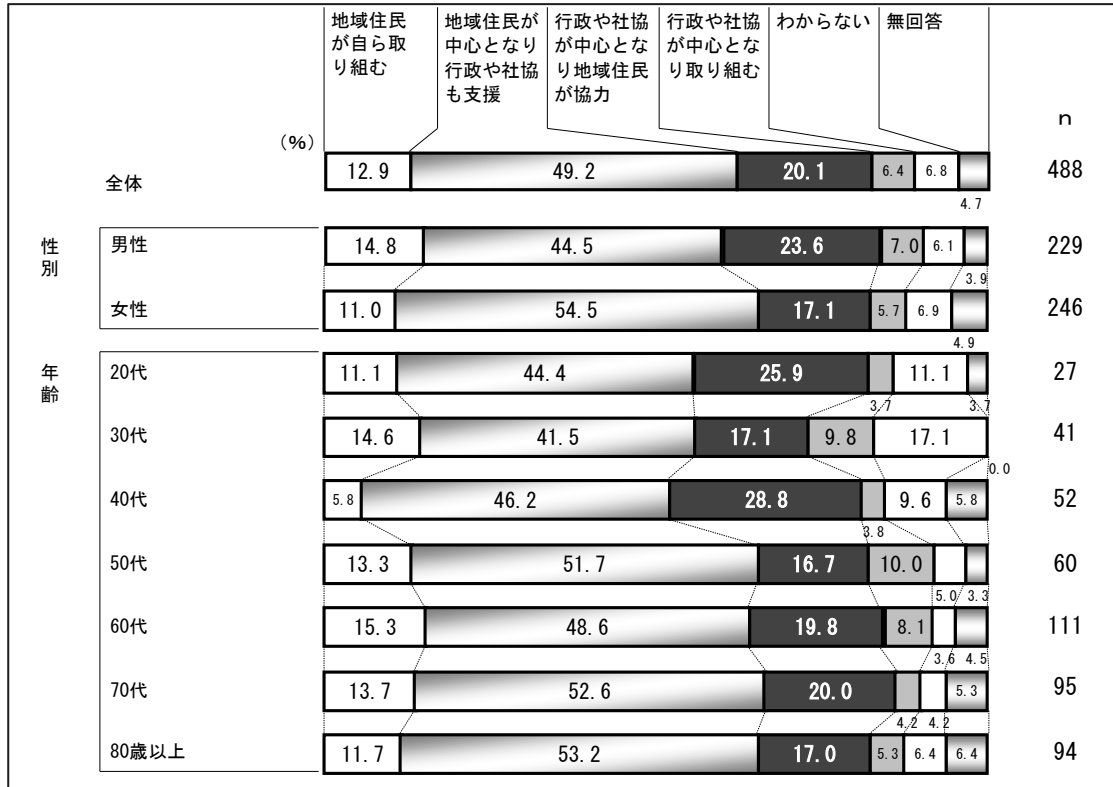
■福祉との関わり（全体／複数回答）■



<地域福祉活動の向上のために必要なこと>

地域福祉活動の向上のために必要なことについてたずねたところ、「地域住民が中心となり行政や社協も支援」が回答の半数近くを占めています。「地域住民が中心となり行政や社協も支援」の割合は、男性では4割台半ばであるのに対し、女性では5割台半ばとなっています。

■地域福祉活動の向上のために必要なこと■

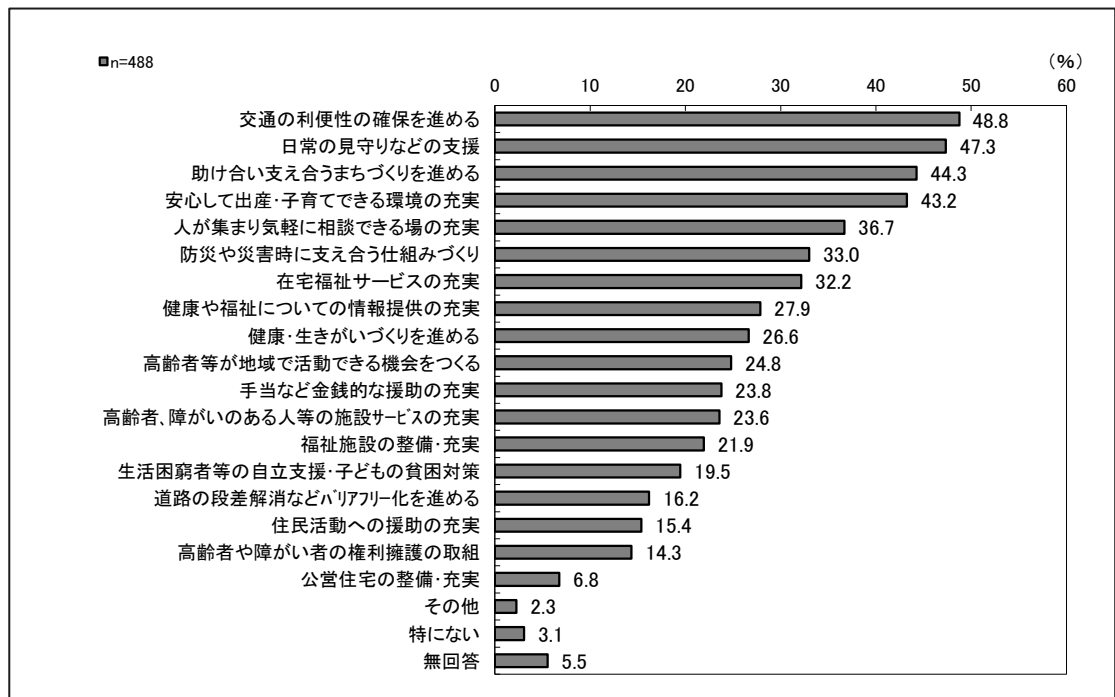


<福祉のまちづくりを進める上で重要な取組>

福祉のまちづくりを進める上で重要な取組についてたずねたところ、「交通の利便性の確保を進める」が最も多く、次いで「日常の見守りなどの支援」、「助け合い支え合うまちづくりを進める」、「安心して出産・子育てできる環境の充実」などとなっています。

20代、30代では「安心して出産・子育てできる環境の充実」が第1位となっているほか、60代以上では「日常の見守りなどの支援」が第1位となっているなど、年齢によって重視する取組は異なっています。

■福祉のまちづくりを進める上で重要な取組（全体／複数回答）■



■福祉のまちづくりを進める上で重要な取組（全体・属性別－上位3項目／複数回答）

（単位：％）

		第1位	第2位	第3位
全体		交通の利便性の確保を進める 48.8	日常の見守りなどの支援 47.3	助け合い支え合うまちづくりを進める 44.3
性別	男性	交通の利便性の確保を進める 51.5	日常の見守りなどの支援 47.6	助け合い支え合うまちづくりを進める 43.2
	女性	日常の見守りなどの支援 48.8	交通の利便性の確保を進める 48.0	助け合い支え合うまちづくりを進める 46.7
年齢	20代	安心して出産・子育てできる環境の充実 59.3	交通の利便性の確保を進める 55.6	人が集まり気軽に相談できる場の充実 40.7
	30代	安心して出産・子育てできる環境の充実 65.9	交通の利便性の確保を進める 43.9	手当など金銭的な援助の充実 39.0
	40代	交通の利便性の確保を進める 50.0	安心して出産・子育てできる環境の充実 48.1	助け合い支え合うまちづくりを進める 44.2
	50代	交通の利便性の確保を進める 60.0	安心して出産・子育てできる環境の充実 53.3	助け合い支え合うまちづくりを進める 48.3
	60代	日常の見守りなどの支援／交通の利便性の確保を進める 47.7		安心して出産・子育てできる環境の充実 42.3
	70代	日常の見守りなどの支援 57.9	交通の利便性の確保を進める 54.7	助け合い支え合うまちづくりを進める 51.6
	80歳以上	日常の見守りなどの支援 55.3	助け合い支え合うまちづくりを進める 50.0	人が集まり気軽に相談できる場の充実／在宅福祉サービスの充実／交通の利便性の確保を進める 37.2

(4) ワークショップによる検討

①ワークショップの実施概要

本計画を策定するにあたり、地域住民の代表者、地域で福祉活動に取り組んでいる人等から構成される小地域ケア会議全体会の中でワークショップを開催し、地域の課題や新たな地域福祉計画の協働の方向性等について多様に検討を行いました。

■調査の実施概要■

項目	内容
参加者	地域住民の代表者、地域で福祉活動に取り組んでいる人等
実施日	令和元年12月2日（月）
開催場所	まなび広場にいみ 小ホール

②検討結果（概要）

<地域住民の交流>

■検討結果■

取り組んでいること
・ 色々な団体が色々な活動を実施している
・ ケア会議で話し合いアンケートを実施
・ 買い物ツアー
・ 困りごと：草刈り、雪かき まず、やってみよう！
・ 参加者の固定化
・ 交流活発
・ 各団体の活動も活発にやっている
・ 若連中心
・ 地区社協 子どもたちとのふれあいが少ない
・ 高齢化により行事参加できない方
・ 高齢者の見守り 力を入れている 色々な団体と

困っていること・取り組もうとしていること

- ・まず、できそうなことからやってみる
- ・若い人は仕事があって協力が難しい
- ・世代間の交流が減った
- ・思いや考え方に違いがあり意識統一が不十分だった
- ・機運の醸成も不十分だった
- ・振興会中心 役員が中心で実施 負担感あり
- ・地域全体で取り組めるようになったらいいな
- ・共通：人口減少 高齢化 子どもの減少 小中学校の統合
- ・交流が少ない、高齢化により行事参加できる方が少ない
- ・子どもとの交流が少ない（スポ少などで忙しかったり）
- ・子どもたち見守り、クリスマス会、ボランティアの高齢化
- ・振興会、行事を通しての交流、小単位での交流
- ・子どもたちとの交流 忙しい
- ・団体に参加 重複しているところ
- ・民生委員 町内を回るのに限度を感じる。範囲が広く福祉委員の協力が不可欠
- ・空家が多い
- ・家族力が弱くなっている（家族のつながり）→地域交流の不参加につながる
- ・婦人会など（今ある組織）がなくなっていく

気になっていること

- ・参加者の固定化 決まった人は参加する — 交通手段の確保
- ・役員の負担感
- ・若い世代と高齢者の認識の差（考え方が違う、ボランティアの考え方、仕事優先、自分の時間を大切にすぎ）
- ・学校統合により、PTA組織等声かけにくい現状
- ・近所との交流が減っている（子どもがいると交流のきっかけになる）
- ・子どもたちとの交流 忙しい
- ・団体に参加 重複しているところ
- ・民生委員 町内を回るのに限度を感じる。範囲が広く福祉委員の協力が不可欠
- ・地域組織が成り立たない
- ・若い人たちの仕事、働くところがない
- ・大学生、地元（新見以外）に帰ってしまう
- ・起業しようとする、がんばっている人への支援がほしい

<地域住民の助け合い・ささえあい活動について>

■ 検討結果 ■

取り組んでいること
<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業用水路が危ない→声かけをしている ・ ゲーム大会を開催している。当初100名近い住民が集まった（年々参加者が減ってきている。決まったメンバーが参加する。） ・ 三世代交流グランドゴルフ大会を開催した
困っていること・取り組もうとしていること
<ul style="list-style-type: none"> ・ 通学路に草が生える。石が落ちる。 ・ 長屋地区でも買い物・病院へタクシーを利用する。移動手段に困っている。 ・ らくるつとがもう少し南まで来てほしい。→難しいと回答あり ・ 長屋地区は、2月にケア会議を行う予定 防災研修会を行う。地区の皆さんへ防災意識を高めてもらう。 市の避難所が他にはない（公的施設が水害に弱い、物資が届かない） ・ 企画しても参加者が集まらない。顔ぶれが同じ、参加しない人は足がない。 ・ 地区社協再編によって3地区を1つに融合することに努める。現在、同じ方向にまとまりつつある状況。 ・ あんしんカードの取組（75歳以上の全世帯に配布予定） ・ 地域の特性が異なるため行事が多々あり組織もあり役が重なる。 どのようにみんなに参加してもらうか？ ・ 組織が多い、独居者も多い ・ さわやか地区住みよい町づくり協議会（老人ク・住民等） 支局まで地区の要望を取りまとめている（防犯灯設置）
気になっていること
<ul style="list-style-type: none"> ・ サロン（特に男性の集える場所）商店あと、細かい単位であった方がいい。 ・ 長屋地区はいろいろな体制が整っている。ボランティア精神がある人が多い。 ・ 振興会で運動会を行った子どもから大人までみんなで楽しめる。 ・ 地域の役が多すぎて組ぶとめなどができない人が増えた。 ・ 少子高齢化 ・ 個人情報によって声かけに困る。男女によって訪問したくてもできない。 ・ 家のことをかくそうとする。 ・ ゴミ出し。持っていく手段がない。冬になるとより困る。遠慮される。 ・ 向こう3軒両隣の関係性がなくなってきている。地域性はあると思うが。若い世代50代60代は特に思う。 ・ 福祉委員が地区総代のあて職になっていることを考えなおす必要があると思う。 それぞれの役割をもう一度はっきりとしていく方が良い。

<防災と災害時の助け合いについて>

■ 検討結果 ■

取り組んでいること
<ul style="list-style-type: none">・ 自主防災組織はない。必要だと思っている。今後 できていくのでは → 9月豪雨の際も組織があればもっと速く動けた・ 見守り、声かけ実施しているが、組織あればもっといいな！（助け合いの組織）・ 自主防災も組織 あるところないところがある。 平時：社協⇔緊急時：自主防災 →連絡網…相互で安否確認 災害時の意見は出ているので話し合うことは決めている⇒動き出すだけ
困っていること・取り組もうとしていること
<ul style="list-style-type: none">・ 皆が弱っている。高齢化 地域で気になっている。・ 日頃のつながりが必要！ 振興協議会等は2ヶ月に1回会合・ エリアが広いが防災に関しては小さく設定して動いていくべき！ →旧小学校区など・ 束ねる力がないと大きくならない→リーダーが必要・ 「集金のため」ということで集まっている・ 意見がまとまらない、困っている・ 人が集まらない
気になっていること
<ul style="list-style-type: none">・ 指示を出した時に心を1つになれるか？（例・私は逃げないと言う人）・ 避難所 — スペースが狭い 体育館がほしい・ 放送より声かけの方が効果があると感じる（アパートが課題）・ 振興会 — 防災安全部（7～8名）ができた「講演を聞く」 「具体的な取組をしたい」⇔「理論が大事」実践の報告が聞きたい みんなの意見が1つにならない 具体的な話が進まない・ 3年前に地区協で立ち上げた（地区防災組織）

<地域住民の見守り支援>

■ 検討結果 ■

取り組んでいること
・サロン、地区行事で見守り・声かけ
・回覧物は手渡して
・水道メーターをチェック
・向こう3軒両隣
・民生委員・総代・福祉委員・ボランティアが、ひとり暮らし80歳以上世帯へ訪問 (各月1程度)
・隣近所のつながりで、日常的に声かけもしている。
・見守りを通じて出た課題は小地域ケア会議で協議解決。
困っていること・取り組もうとしていること
・自分も忙しいから訪問も時間、回数に限りがある。
・高齢者はサロンや集まりに来にくい。出てこられる人が決まっている。
・子どもの姿を見なくなり、どこの子かわからない。
・訪問した時に元気なお年寄りにはなかなか会えない。
・家の様子がわかりにくくなった。
・訪問しても出てきてくれない。対応に困る 亡くなっていたらどうしよう… 元気で外出中？
・緊急時の電話に出られない（耳が遠くて聞こえない）
・プライバシーの問題。
・老々介護&老々見守り
・カギを掛けたまま。
・入院のことを知らせない（訪問者の困りごと）
・本人の思いは周囲に知られたくない
・留守時の確認がとりにくい。親戚等への連絡が必要な場合もある。
・子どもの登下校の見守り時の難しさ。区域によってボランティアの配置が不十分。
・見守り、声かけで終わっている。その後の問題（通院手助け…）の取組には、行政等の援助要。

気になっていること

- ・高齢者の本当のニーズ（遠慮されるから）聞く機会をもっとみたい。
- ・入退院を知らせてもらうためにどうしよう…（気兼ねなく言える関係づくり）
- ・孤独死を防ぐために本人は遠慮されるから離れた家族と連絡を取り合っておく。人間関係をつくっておく。
- ・昔は勝手に家に入って声をかけあっていたが、今は入らなくなった。
- ・助けて!!と言っても、助けてくれる人が皆お年寄り「助けてもらえない」時代がくる
- ・個人情報厳しくて行政から情報がもらえない。
- ・役を受ける人がいなくなる。
- ・遠慮される方（助けてと言わない人）が多く。実態がわからない。本当は困っているのかも…問題がうもれる心配も…
- ・組入りをしていない人に対する見守り、総代・福祉委員は関わらない。情報も入らないし、振興協議会等としても関わり方が難しい。ゴミ出しの問題も出てくる。

<地域住民の活動できる機会>

■ 検討結果 ■

取り組んでいること

- ・花木邑（有志によりこんにゃくを作り独居高齢者宅へ配る活動をしている。）
- ・以前からの活動を継続
防災についての取組（大昔のままの防災マップ、の見直し等）
- ・小規模多機能自治→範囲が広くて難しい。
- ・グランドゴルフ 生き生きウォーキング
防災兼ねて健康づくり 防火水槽・消火栓等確認
- ・地域おこし協力隊と地域住民との協力事業（ワイン）
- ・地区内の見守り活動
- ・防災マップ・地域情報の更新を自分たちでしている。
- ・老人クラブの活動も参加者が少ない。

困っていること・取り組もうとしていること

- ・参加者が少ない。（声をかけても難しい）
- ・振興協議会等の単位だと遠すぎて、移動に困る。
→地域性…やる気が出ない…
→小部落（集会所）単位ならやりやすいかも
- ・出る人が決まっている。
- ・百姓する人は24時間忙しい。
- ・世話役・リーダーがいない地区もある。
小部落ならまとめられるけど地区だと難しい。
- ・地区での大きな行事をすると集まってくれる。（1戸あたり、1,000円集める）
- ・いろんな方が集まって話をしないといけない。（例えば、農業委員とか他の団体の人とか）
- ・人材：人材の掘り起こし（住民の講師を！）
- ・役割：活動を分配（できる人がする）
役員だけでなく全員で協力して、準備・片付けなど。
- ・サロン：スタッフとして参加、住民の活動の場にも
サロン立ち上げ・みんなが参加できる・集いの場となる
最初から何かをしようとするのではなく集ってみる

気になっていること

- ・参加者がいつも決まっている。声をかけても参加されない。
出ない人の方が文句を言う。声をかけ続ける。意識改革。
- ・地区の中でも地域性がある。
- ・すれ違ってもあいさつが少ない。（朝・夜間）
昔はもっとあった。近所づきあいの範囲が狭くなった。
- ・互いの てご（手伝い）することが少なくなった。
昔のような共同作業が少なくなった。
- ・お互いさまの関係（互助性）がうすくなった。
- ・人の交わりが少なくなった。
- ・ネコが増えた、ひとり暮らしの高齢者がエサをあげる。
- ・耕作放棄地が増えた。
- ・書類の内容がわかりにくい、高齢者は特に、申告制のものも多い。
- ・ひとり暮らし高齢者を地域全体で把握できているか。
→普段から近所の関係づくりが大切。

(5) 第1期新見市地域福祉計画における取組状況の検証

①検証・評価の手法

本計画の策定にあたり、第1期新見市地域福祉計画に記載された取組について担当課による検証及び評価を行いました。評価は以下に示す4段階を設定しています。

■評価基準■

評価	概要
A	計画どおり実施できた。
B	概ね計画どおり実施できた。
C	計画どおり推進したが不十分な点が多い。
D	推進の方法も含めて改善が必要である（未着手を含む）。

②検証結果と評価

検証結果と評価は以下のとおりです。

<基本目標1 みんなで作る地域福祉の意識づくり>

この基本目標は、地域全体で支え合いの意識を啓発し、すべての市民が地域活動に参加しやすい環境づくりを行うとともに、地域活動へ参加する土台とするべく、福祉教育やボランティア研修などの推進を図るものです。また、社会福祉協議会との連携や関係団体との協働による活動の仕組みづくりを推進するものです。

■第1期新見市地域福祉計画の振り返り結果■

評価（取組数）	評価の概要
A評価 4	各種福祉サービス等をまとめたガイドブックや作成した動画をケーブルテレビやインターネットで配信するなどわかりやすい情報提供を行いました。
B評価 12	地域福祉活動への参加の促進や人材育成については、地域課題を地域で共有し解決を図る地域運営組織の設立に向けて、地域担当職員を中心にまちづくり懇談会やワークショップを行うなど地域住民の参画を促すとともに、各種講座等を開催し人材育成を推進しました。
C評価 1	
D評価 0	評価は概ね計画どおりに実施できています。

<基本目標2 みんなが必要なサービスを利用できる仕組みづくり>

この基本目標は、福祉サービスの情報提供や相談支援の充実、質の向上を図り、誰もがサービスを利用しやすい環境づくりを目指すものです。

■第1期新見市地域福祉計画の振り返り結果■

評価（取組数）		評価の概要
A 評価	4	地域福祉計画の方針に基づき、個別計画に盛り込まれた各種事業を実施しました。
B 評価	42	相談者に対して、総合相談窓口の開設や専門職員による訪問など関係部署や関係機関と連携し必要な情報提供や相談対応を行いました
C 評価	4	権利擁護については、虐待防止アドバイザーによる支援検討や高齢者・障がい者虐待対策協議会を開催し、関係機関との連携の強化を図りました。また、本人の意見が尊重され、住み慣れた地域で暮らしていけるよう成年後見制度に関する相談窓口を設置しました。
D 評価	1	評価は概ね計画どおりに実施できています。

<基本目標3 みんなが心地よく生活できるまちづくり>

この基本目標は、市民一人ひとりが住み慣れた家庭や地域社会の中で、安心して安全な地域生活が送れるまちづくりを推進するとともに、防災活動、地域安全活動の充実を推進するものです。また、男女共同参画の視点を持ったまちづくりの取組を含むものです。

■第1期新見市地域福祉計画の振り返り結果■

評価（取組数）		評価の概要
A 評価	1	防災マップの更新や自主防災組織の設立に向けた説明会を開催するなど地域の防災力の向上を推進しました。
B 評価	16	また、防犯灯の設置に対する助成や地域の防犯活動を推進する団体を支援するなど犯罪が起こりにくい環境づくりを進めました。
C 評価	5	避難行動要支援者の必要情報を台帳に登録し支援関係者で情報共有する体制づくりを進め、個別避難計画の策定も一部地域で取組を進めることができました。
D 評価	0	評価は概ね計画どおりに実施できています。

(6) 統計データとアンケート調査結果等からみた新見市の現状と主な課題

新見市の現状や課題について、統計データやアンケート調査結果等を踏まえて以下のように整理します。

①多くの市民が住みやすく、今後も居住したいと考えている。

アンケート結果では、自分の地域が“住みやすい”と回答した人、今後も新見市に「住み続けたい」と回答した人はともに7割弱を占めています。一方で、若年層では“住みやすい”の割合が高齢者と比べて低く、「住み続けたい」の割合も2割以下となっています。

本市においても、少子化とこれに伴う人口減少が進んでおり、地域の持続可能性が危ぶまれていることから、若者の視点に立ったまちづくり・取組も重要と考えられます。

②近所づきあいは活発だが、福祉との関わりがないと認識している人も多い。

近所づきあいの程度については、「会えば話をする人がいる」が5割以上を占めるほか、「家を行き来する仲の良い人がいる」が3割近くを占めています。若い人ほど近所づきあいの程度が浅くなる傾向があり、若者を含めた地域交流・多世代交流の活性化を図っていく必要があります。ワークショップでも、「近所の関係性が薄れている」、「若者の地域活動への参加が少ない」などの意見がみられています。

また、福祉との関わりについては、「いずれの活動もしていない」が6割弱を占めており、ボランティア登録者も減少傾向にあります。一方で、地域福祉活動の向上のために必要なこととして、「地域住民が主体となり行政や社協も支援」と回答した人が5割近くを占めていることから、地域福祉の主体である市民が、ボランティアやNPO活動などの福祉に関する活動に参加しやすい環境や体制を整えていく必要があります。

③地域福祉活動の認知度の向上が課題の1つ。

アンケート結果では、民生委員・児童委員について、「担当している人の顔や名前を知っている」と回答した人は全体の半数以上を占めています。これまでの活動により、その存在が市民にも広く知られるようになってきていることがうかがえます。地域福祉の担い手である民生委員・児童委員、社会福祉協議会などへの市民の関心をさらに高めるとともに、その活動の周知を進めていく必要があります。

また、全国的に民生委員・児童委員の高齢化やなり手不足が課題となっており、今回実施したワークショップでも、「世話役・リーダーがいない地区もある」などといった意見が出されています。地域におけるリーダー人材の育成も急務と考えられます。

④交通の利便性の確保を重視する市民が多い。20代、30代では安心して出産・子育てできる環境の充実が最も重視されている。

福祉のまちづくりを進める上で重要な取組として、「交通の利便性の確保」が第1位となっています。特に40代から60代の回答が多くなっています。モータリゼーションの進展や人口減少に伴い、地域公共交通は全国的に縮小していくことが見込まれますが、その一方で、高齢者による免許の返納などに伴って生じるニーズにも対応していく必要があります。近年は自動運転に関する研究が多くの企業で進められていますが、こうした技術の導入の可能性について検討する必要性が高まっているものと見込まれます。

20代、30代では「安心して出産・子育てできる環境の充実」が最も多い回答となっており、若者の出産・子育てを新見市全体で支援していく仕組みづくりが求められています。

第3章 社会制度の変化

第1節 社会福祉法の一部改正

平成29年6月公布の「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）」により、社会福祉法の一部改正が行われました。市町村においては、包括的な支援体制の整備（第106条の3）のほか、市町村地域福祉計画の策定（第107条）に努めるものとされています。

（1）新たな地域福祉計画のポイント

社会福祉法の改正により、地域福祉計画の策定が努力義務となりました。地域福祉計画策定のポイントは以下のとおりです。

①福祉分野の「上位計画」としての位置づけ

これまでの福祉施策は、高齢者、障がい者、子ども・子育てなど対象者が区分されており、それぞれ根拠法令を異にする計画を策定することによって、各福祉サービスを提供してきました。一方で、少子高齢化や経済の停滞、地域力の低下などといった課題が進行しており、「ダブルケア」などの複合的な課題や制度の狭間となっているために必要な支援が受けられない課題などが深刻化しています。

こうした課題に対し、既存の福祉に関連する計画に共通する事項を地域福祉計画に盛り込むことで、各計画との調和を図り、福祉・保健、医療及び生活関連分野との連携を確保した福祉分野の上位計画としての位置づけを持たせることで、制度の縦割りではない包括的な支援を推進することとなっています。

②新たに記載すべき事項

改正された社会福祉法を受け、厚生労働省が作成した「地域福祉（支援）計画策定ガイドライン改訂のポイント」の中で、「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」として掲げられている事項は次のとおりです。

**■地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、
共通して取組むべき事項■**

①様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野(まちおこし、防犯・防災、社会教育等)との連携	⑨市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理など、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
②高齢、障害、子ども・子育てなどの各福祉分野のうち、特に重点的に取組む分野に関する事項	⑩高齢者や障害者、子どもへの統一的な虐待への対応や家庭内で虐待を行った介護者・養育者が抱えている課題への支援の在り方
③制度の狭間の問題への対応の在り方	⑪保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
④生活困窮者のような各分野横断的に関係する相談者に対応できる体制	⑫地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
⑤共生型サービスなどの分野横断的な福祉サービス等の展開	⑬「我が事・丸ごと」の地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との考え方・関係の整理
⑥居住に課題を抱える者・世帯への横断的な支援の在り方	⑭地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起を視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
⑦就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方	⑮地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
⑧自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方	⑯役所・役場内の全庁的な体制整備

また、包括的な支援体制の整備に関する事項として、「住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備等」、「『住民に身近な圏域』において、地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築」、「市町村における包括的な相談支援体制の構築」が掲げられています。

第2節 保健・福祉関連分野における主な取組

(1) 子ども・子育て支援分野

新見市子ども・子育て支援事業計画の見直し

本市では、平成27年3月に「家庭を源に、地域全体で子どもを育てる都市」を基本理念とする「新見市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「子ども・子育て支援新制度」に基づく教育・保育事業と地域子ども・子育て支援事業を提供するとともに、次世代育成支援対策法に基づく幅広い母子への支援を行ってきました。

令和2年7月には、新たな子ども・子育て支援事業計画が策定され、幼児教育・保育の無償化への対応を図るとともに、さらなる子育て環境の向上に向けた取組が進められることとなっています。

(2) 高齢者保健福祉・介護保険事業分野

地域包括ケアシステムの推進

高齢者が増加し続ける中、介護保険制度を活用した介護保険サービスの限界が全国的な大きな課題となっています。こうした状況に対応するため、介護予防及び重度化防止に力を入れた取組とともに、保健・福祉、介護・リハビリテーション、医療・看護が連携し、一体的に提供される体制づくりを進め、「住み慣れた地域での生活を継続できる」地域包括ケアシステムを推進しています。平成30年月に策定した「第7期新見市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」においても、「共に支え合い 笑顔があふれる あたたかいまち にいみ」を基本理念として、高齢者福祉・介護保険施策のさらなる充実と取組の推進を図ることとしています。

■地域包括ケアシステムにおける構成要素■

「介護」、「医療」、「予防」という専門的なサービスと、その前提としての「住まい」と「生活支援・福祉サービス」が相互に関係し、連携しながら在宅の生活を支えている。

【住まいと住まい方】

生活の基盤として必要な住まいが整備され、本人の希望と経済力にかなった住まい方が確保されていることが地域包括ケアシステムの前提。高齢者のプライバシーと尊厳が十分に守られた住環境が必要。

【生活支援・福祉サービス】

心身の能力の低下、経済的理由、家族関係の変化などでも尊厳ある生活が継続できるよう生活支援を行う。

生活支援には、食事の準備など、サービス化できる支援から、近隣住民の声かけや見守りなどのインフォーマルな支援まで幅広く、担い手も多様。生活困窮者などには、福祉サービスとしての提供も。

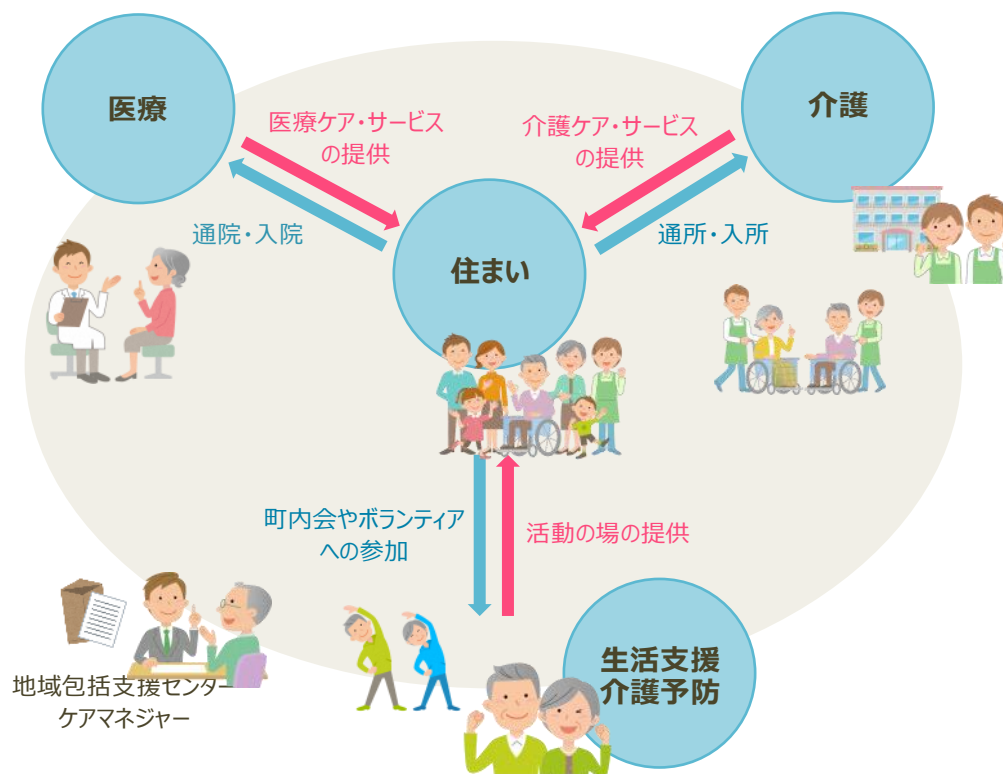
【介護・医療・予防】

個々人の抱える課題にあわせて「介護・リハビリテーション」「医療・看護」「保健・予防」が専門職によって提供される（有機的に連携し、一体的に提供）。ケアマネジメントに基づき、必要に応じて生活支援と一体的に提供。

【本人・家族の選択と心構え】

単身・高齢者のみ世帯が主流になる中で、在宅生活を選択することの意味を、本人家族が理解し、そのための心構えを持つことが重要。

■地域包括ケアシステムの姿■



(3) 障がい福祉分野

障害福祉計画の見直しと障害児福祉計画の策定

障害者総合支援法及び児童福祉法が改正され、平成30年4月1日から施行されました。障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、生活と就労に対する支援の一層の充実や、障がい児に対するきめ細かな対応を図ることを目的に、サービスの充実が図られることとなっています。

本市では、法律改正を踏まえ、平成30年度から6年間で計画期間とする「新見市 障がい者計画」、平成30年度から3年間で計画期間とする「新見市 第5期障がい福祉計画」及び「新見市 第1期障がい児福祉計画」を策定しました。障がいの有無に関わらず、すべての人にとって暮らしやすい共生社会の実現に向けた障がい者福祉施策を推進しています。

■改正障害者総合支援法・改正児童福祉法の概要（抜粋）■

1. 障害者の望む地域生活の支援

- 1) 「自立生活援助」の新設
- 2) 「就労定着支援」の新設
- 3) 重度訪問介護の院内利用への拡充
- 4) 介護保険の利用者負担の障害福祉償還の創設

2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- 1) 「居宅訪問による児童発達支援」の新設
- 2) 保育所等訪問支援の乳児院・児童養護施設への拡充
- 3) 医療的ケア児への自治体における保健・医療・福祉等の連携促進
- 4) 自治体における障害児福祉計画の策定

3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- 1) 成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児への補装具の貸与活用の拡充
- 2) 都道府県による事業所情報公表制度の創設と、自治体による調査事務・審査事務の効率化

(4) 保健分野

「第2次新見市健康増進計画」に基づく取組の推進

我が国は公衆衛生の改善、医学の進歩による長寿化により、世界でも有数の長寿国の1つとなっていますが、その一方で、急速な高齢化の進行、生活習慣の変化などにより、がんや心臓病、脳卒中、糖尿病などの生活習慣病が増加してきました。このような状況に対し、国は「第2次健康日本21」を策定し、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を実現するとしています。

本市では、平成30年3月に、母子保健計画や食育推進計画、自殺対策計画を包含する「第2次新見市健康増進計画」を策定し、幅広い健康増進施策を推進しています。個人そして地域全体が主体的に健康づくりに取り組めるよう、関係団体等と連携し、ライフステージに応じた取組を継続しています。

(5) 防災分野

災害対策基本法の改正と防災体制の強化

我が国は世界でも有数の自然災害が多い国であり、毎年台風や地震など、様々な災害が発生しています。内閣府では、県が県内市町村に対して被災市町村への応援を求めることができるようにするなど、より効率的な対策ができるよう定期的に災害対策基本法を改正しています。

本市でも、総合的かつ計画的な防災事務及び業務の遂行により、被害を軽減して郷土の保全と住民福祉の確保を図ることを目的として、新見市地域防災計画を策定し、定期的に見直しを行っています。また、本計画に基づき、防災訓練の実施や避難行動要支援者名簿の作成を行うとともに、平成27年に市内の福祉施設と災害発生時における福祉避難所設置運営に関する協定を結び、指定避難所での生活に支障があると認められる要配慮者を受け入れられる体制を整えています。

第4章 地域福祉計画における基本理念

第1節 計画が目指すまちの姿

(1) 計画の基本理念

福祉に関わる法律や制度の改正、アンケート調査の結果などを総合的に踏まえ、本計画における基本理念を以下のように定めます。

■計画の基本理念■

みんなで支え合い、共に生きるまち

この基本理念は、これまで展開されてきた、行政による一方的な扶助型の福祉ではなく、市民参画型の福祉（サービス利用者視点に立った福祉の在り方）へと転換していくことを願い、定めるものです。「支え手（サービスを提供する側）」、「受け手（サービスを利用する側）」という区別から脱却し、地域に暮らす市民や活動団体などが相互に支え合うことにより、すべての市民がより安心して暮らしていくことができるような福祉のまちづくりを進めていきます。

また、この基本理念は「第3次新見市総合計画」に定められたまちづくりの基本目標「誰もが安心と生きがいを共有できる「健康共生」のまち」の実現を目指し、保健・福祉・教育などの社会的サービスや様々な生活基盤の充実を図ることに加え、共生の考え方に基づいた地域社会を築いていくことにより、誰もが心と身体の健康を享受でき、生涯にわたって質の高い、豊かな生活を送ることができ、安心して日常を過ごすことができる社会を目指すものです。

(2) 基本理念の実現に向けた基本目標の設定

①地域福祉の担い手の育成・住民参画の促進

地域福祉の主体は住民です。行政による福祉サービスのみでは、地域における多様な生活課題には十分に対応できず、これからの福祉においては、住民や地域団体の積極的な関与が重要です。

市民の地域福祉に対する意識の向上を図るとともに、地域を支える主体としての育成を図ります。

②住み慣れた地域で必要なサービスを受けられる体制づくり

生活様式の変化により、これまでの制度では十分に対応できないような生活課題も生じるようになりました。また、その生活課題も複雑化しており、個別の対応が必要なケースも生じるようになっていきます。

既存の福祉サービスを持続的に提供できるよう、適切なサービスの提供に努めるとともに、複雑化する生活課題に対しても対応できるよう、各種福祉機関等との連携を図っていきます。

③安心して住み続けられる快適なまちづくり

あらゆる市民が暮らしやすい新見市であるためには、ハード・ソフト両面からの生活環境の整備が不可欠です。心理的・物理的なバリアフリーが実現されることはもちろん、災害等の非常時においても、必要な支援が得られるような環境づくりが必要です。

他分野の計画・施策等とも連携しながら、より暮らしやすいまちづくりを進めていきます。

④地域福祉を支える市の体制強化

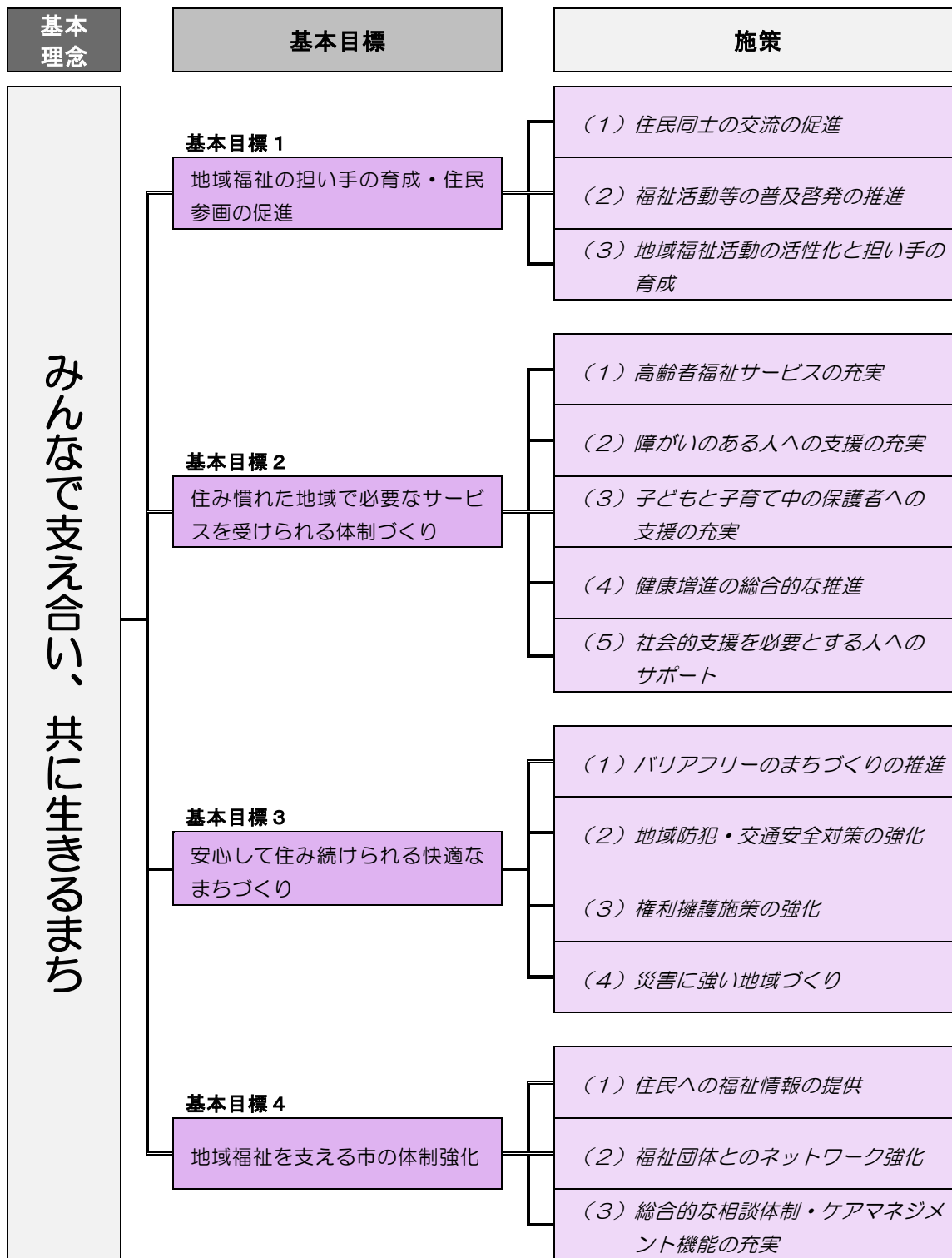
住民が主体となる地域福祉においては、行政が組織横断的に各主体間の連携を図っていくことが今まで以上に重要となります。

既存の福祉制度に基づくサービスの適正な提供に努めつつ、住民のより積極的な福祉への参加を目指し、必要な情報の提供や各種団体とのネットワーク強化、庁内における連携の強化を図っていきます。

(3) 施策体系

本計画の基本理念と基本目標に基づき、以下のように施策を定めます。

■ 施策体系 ■



第5章 施策の推進

第1節 地域福祉の担い手の育成・住民参画の促進（基本目標1）

（1）住民同士の交流の促進

①施策の方向性

地域福祉の推進にあたっては、行政による福祉事業の充実のみでは不十分であり、主体的な住民相互の関係性の構築や交流が不可欠です。日常生活における地域住民同士のつながりを強くすることは、身近な困りごとを解決する地域の力の向上につながります。

生涯学習・生涯スポーツなどを通じて、日頃の住民同士の交流を支援するとともに、活動団体同士の交流を図ることで、地域のつながり力の強化を図ります。

②住民一人ひとりに地域でしてほしいこと【自助・互助・共助】

- 地域活動に参加しましょう。
- 地域のサークルや団体同士との積極的な交流を図りましょう。
- 普段のあいさつなど、常日頃からの声かけを心がけましょう。

③市の取組【公助】

No.	主な取組	概要	担当課
1	協働による地域づくりの推進	若者世代や、将来地域を支える人材として期待される子どもたちの地域活動への参加を促進するとともに、地域が主体となって活動することができる環境の整備を図ります。	総合政策課
2	子育て広場の充実	子育て親子が気軽に交流し、子育ての不安の緩和や子どもの健全な育成を図る場として、子育て広場の充実と利用促進に努めます。	こども課
3	高齢者の社会参加の促進	高齢者の多様な生きがいがづくりを推進するため、老人クラブの活動や敬老事業を支援します。	福祉課

(2) 福祉活動等の普及啓発の推進

①施策の方向性

「福祉」とは、「幸せ」や「豊かさ」を意味する言葉です。地域福祉を考えることは、一人ひとりが幸せに暮らすことができる公的扶助の在り方を考えることでもあります。グローバル化や社会情勢の変化により、これまで以上に多様な価値観や文化が共存することが求められており、市民一人ひとりがその多様性を受け入れ、対応していくことが求められます。

互いの人格と個性を尊重し合う共生社会の実現を目指しその考え方の普及を図るとともに、障がいや障がい者についての理解を深めるため、様々な媒体を活用した幅広い広報・普及を推進します。

一方で、人間関係の希薄化により、人と人とのつながりや地域での助け合いの力の弱体化が危惧されることから、地域課題の解決に向けた機運の醸成に努めます。

②住民一人ひとりに地域でしてほしいこと【自助・互助・共助】

- 地域で行われるイベントや行事に積極的に参加しましょう。
- ボランティアに参加しましょう。

③市の取組【公助】

No.	主な取り組み	概要	担当課
1	小規模多機能自治に取り組む機運の醸成	地域課題の解決を担う地域運営組織の設立に向け、地域担当職員を中心とした意見交換会等に取り組み、各地域での機運の醸成に努めます。	総合政策課
2	社会教育の充実	地域の子どもたちが住民と積極的に関わりを持ちながら、体験活動などを行うことで、たくましく生きる力を身につけることを支援します。	生涯学習課
3	障がい者の理解促進に向けた活動の推進	各種広報誌や市ホームページ等を通じた幅広い啓発活動や福祉フォーラムなどのイベント開催により普及啓発に努めます。	福祉課

(3) 地域福祉活動の活性化と担い手の育成

①施策の方向性

民生委員・児童委員は地域の身近な相談相手であり、日常生活における不安や困りごとの相談に乗ったり、様々な支援へつないだりする役割を担っています。また、ボランティアは福祉活動の担い手として不可欠な存在であり、地域福祉の担い手として、NPO（民間非営利組織）の注目もさらに高まっています。

一方で、民生委員・児童委員のなり手不足は全国的な課題であり、本市においても例外ではありません。また、ボランティアの不足など、様々な課題も生じており、人口減少が進む中でさらにその課題は深刻化していくことが予想されます。

本市でも、社会貢献活動を行う個人・団体（法人）に対し、必要な支援を総合的に行うほか、地域福祉の担い手としてのボランティア（団体）及びNPOの育成並びに地域の課題を地域で共有し解決を図る地域運営組織の整備を推進します。

②住民一人ひとりに地域でしてほしいこと【自助・互助・共助】

- 地域で行われる活動に関心を持ち、積極的に参加しましょう。
- 民生委員・児童委員など、地域を支える人の活動に関心を持ちましょう。

③市の取組【公助】

No.	主な取組	概要	担当課
1	民生委員・児童委員の活動に対する支援	民生委員・児童委員の活動に対し、各種福祉サービスの情報提供や関係機関との連携などの支援を行います。	福祉課
2	新見市社会福祉協議会への支援	新見市社会福祉協議会の活動を支援することで、地域福祉の推進を図ります。	福祉課
3	小規模多機能自治の推進	地域課題の解決や地域活性化を図る地域運営組織を各地域に整備するため、地域担当職員がパイプ役を担いながら、地域と行政との協働による地域づくりに取り組みます。	総合政策課
4	福祉人材の養成	手話奉仕員や市民後見人等の養成講座を開催し、福祉人材の養成を図ります。	福祉課
5	保育サポーターの養成	ファミリー・サポート・センター事業等において、育児等の援助を行う保育サポーターの養成を図ります。	こども課
6	認知症サポーターの養成	認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族をあたたく見守り支援する認知症サポーターを養成します。	介護福祉課

No.	主な取組	概要	担当課
7	新見公立大学との連携	新見公立大学の人材や知見を活用し 地域福祉活動の推進を図ります。	総合政策課

第2節 住み慣れた地域で必要なサービスを受けられる体制づくり（基本目標2）

（1）高齢者福祉サービスの充実

①施策の方向性

医療技術の進歩等により、日本人の平均寿命は過去最高を更新し続けています。世界的にみても有数の長寿の国とされており、政府でも「人生100年時代」を見据えた社会の在り方が議論され始めています。

退職者に対する地域での活躍の場の提供や、生涯学習・生涯スポーツなどの生きがいづくりを通じ、心豊かな生活を送ることのできる環境づくりが求められます。また、高齢になっても、住み慣れた地域で生き生きと暮らすことができる社会の構築に向けて、「地域包括ケアシステム」の推進を図っており、今後さらに進行する高齢化への対応も進めていくこととしています。

国や県の動向を踏まえつつ、最期まで生き生きと暮らすことができる新見市の創出に向けて、高齢者施策の強化を図っていきます。

②住民一人ひとりに地域でしてほしいこと【自助・互助・共助】

- 地域で開催されているサロン活動に積極的に参加しましょう。
- 一人で抱え込まず、周りの人に相談しましょう。
- 介助・介護する人は、行政機関や事業所に相談しましょう。

③市の取組【公助】

No.	主な取組	概要	担当課
1	独居高齢者の見守り	80歳以上の独居高齢者で介護サービスを利用していない人に対し、月に一度訪問し、見守り活動を行います。	福祉課
2	地域ケア会議の開催	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、住民・行政・保健・医療福祉の各関係機関が相互に連携し、地域で支え合う体制づくりを推進します。	介護保険課
3	在宅医療・介護の連携	高齢者が住み慣れた地域で人生の最期まで暮らし続けることができるよう、医療・介護関係機関の多職種連携を推進します。	介護保険課
4	介護保険事業の適正な運用	介護保険事業計画に定める介護福祉サービスについて、適切な運用に努めます。	介護保険課
5	福祉用具・住宅改修にかかる支援	在宅生活を続けるために必要な住宅のリフォームを行う場合の費用を助成します。	福祉課 ・ 介護保険課

No.	主な取組	概要	担当課
6	在宅介護者への支援	過去1年間介護サービスを受給しなかった要介護者を、自宅で介護を行う非課税世帯に属する家族に対し、介護手当を支給します。	福祉課
7	認知症カフェの普及	認知症の人の家族の介護負担の軽減を図るため、認知症の人とその家族、地域住民、専門職が集い、交流を楽しむ場を提供します。	介護保険課
8	シルバー人材の活用	新見市シルバー人材センターと連携し、元気な高齢者が地域で活躍できる場の提供を図ります。	福祉課
9	介護人材の確保	資格取得後、市内の介護施設等で勤務する意思のある学生に対して奨学支援金を給付します。	介護保険課

(2) 障がいのある人への支援の充実

①施策の方向性

平成28年5月に改正された「障害者総合支援法」には、障がいのある人が住み慣れた地域で可能な限り必要な支援を受けられるようにすること、社会参加の機会の確保などが基本理念として定められています。また、平成30年3月に閣議決定された「障害者基本計画（第4次）」においても、障がいのある人本人による意思決定や社会参加により重きが置かれるようになっています。

本市においても、障がいの有無に関わらず、すべての市民が互いに人格と個性を尊重し合う地域共生社会の実現に向け、必要なサービス提供に努めています。今後も、利用者の状況に応じた適切なサービス提供に努めるとともに、障がいあるいは障がいのある人への理解を市全体で深めていく必要があります。

②住民一人ひとりに地域でしてほしいこと【自助・互助・共助】

- まちなかで困っている人を見かけたら、声をかけましょう。
- 困っている人がいたら、相談に乗りましょう。
- 一人で抱え込まず、周りの人に相談しましょう。

③市の取組【公助】

No.	主な取組	概要	担当課
1	障がい者の相談支援	障がい者からの相談に総合的に対応するため、精神保健福祉士や臨床心理士等を障害者地域活動支援センターに配置し相談業務を行います。	福祉課
2	障がいや障がいのある人に対する理解の促進	障がい者支援パンフレットを作成するほか、福祉フォーラムの開催を通じて、市民が障がい等についての理解や認識を深められるよう努めます。	福祉課
3	継続的な障がい福祉サービスの提供	個々のニーズに適したサービスを提供し障がい者（児）の地域生活を支援します。	福祉課
4	社会的自立に向けた支援	障がい者の社会参加・自立を促進するため、福祉事業者等との協力のもと、就労移行支援及び就労継続支援のサービス等、就労を支援します。	福祉課

(3) 子どもと子育て中の保護者への支援の充実

①施策の方向性

少子化とそれに伴う人口減少の進行により、地域の存続が危ぶまれています。年少人口比率は平成31年時点で1割を下回っており、今後も少子化は長期的に継続することが見込まれます。

次世代を担う子どもの減少は、地域の活力の低下を招きます。すべての子どもが健やかに育ち、その特性や資質を活かして活躍できるよう、地域全体で子どもの成長を支援していくことのできる地域を醸成していくことが必要です。子どもが安心して過ごせる環境づくりを引き続き進めていくとともに、変化の速い社会情勢に応じた教育を提供していきます。

また、子育ての当事者である保護者の多くが、就労形態の多様化などにより金銭的・時間的・心理的な負担が大きい状態に置かれていることから、子育て支援の充実を通じて、子育てを社会全体で支える仕組みの強化を図っていきます。

②住民一人ひとりに地域でしてほしいこと【自助・互助・共助】

- 子どもの見守り活動に積極的に参加しましょう。
- 身近に悩んでいる保護者がいたら相談に乗りましょう。
- 市の広報やウェブサイトをチェックしましょう。

③市の取組【公助】

No.	主な取組	概要	担当課
1	妊娠から子育て期における切れ目のない支援の充実	子育て世代包括支援センターが中心となって、母子手帳の交付や乳幼児健診、妊婦・新生児等訪問指導や育児における相談などをワンストップで対応することで、安心して妊娠・出産・子育てができる子育て環境の創出に努めます。 また、不妊・不育治療を受ける人の相談や、経済的負担を軽減する支援に努めます。	こども課 ・ 健康づくり課
2	経済的支援の充実	子育て世帯の経済的負担を軽減するため、保育料の無償化や副食費の免除、ファミリー・サポート・センター事業の利用料助成等を実施します。	こども課
3	多様な保育サービスの提供	子育ての負担感の緩和を図り、安心して子育てができる環境づくりに向けて、保育所等でニーズに応じた受入体制が確保できるよう努めるほか、一時保育、病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センター事業等の多様な保育サービスを提供します。	こども課

No.	主な取組	概要	担当課
4	保育サポーターの養成【再掲】	ファミリー・サポート・センター事業等において、育児等の援助を行う保育サポーターの養成を図ります。	こども課
5	家庭児童相談室の設置	家庭児童相談室を設置し、児童の家庭における適正な療育、その他の家庭児童福祉に関する相談指導業務の充実・強化を図ります。	こども課
6	要保護児童対策地域協議会の運営と子ども家庭総合支援拠点の設置	児童虐待などの要保護児童等の問題に対し、関係機関及び団体間における連携・連絡を密にし、適切な対応を行います。 令和4年度までに設置することが求められている「子ども家庭総合支援拠点」の設置に向けた取組を行います。	こども課
7	新見市子育て支援金支給事業	子育て支援金として出生祝い金を支給します。	こども課
8	新見市子育て支援医療費助成事業	児童の健康保持及び増進に寄与するとともに、子育て世帯の経済的負担を軽減し、子育て環境の充実を図るため、18歳に達した日以後の最初の3月31日までの子どもの医療費の自己負担分の全額を支給します。	こども課
9	放課後児童健全育成事業の実施	放課後や長期休業時の家庭保育が困難な地域の放課後児童クラブが安定して運営できるよう支援を行います。	学校教育課
10	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの派遣・配置	スクールカウンセラーを配置し、児童生徒が悩みや不安を相談できる体制を整備します。 スクールソーシャルワーカーを派遣し、学校、家庭と関係機関の連携を図り、問題に対して適切な対応ができるように努めます。	学校教育課
11	療育が必要な児童の早期発見・早期対応	臨床心理士による保育所等巡回や相談支援により、発達に不安のある児童の早期発見に努めます。 支援が必要な児童やその保護者に対しては、ペアレントトレーニングなどの利用につなげます。	福祉課

(4) 健康増進の総合的な推進

① 施策の方向性

「健康」であることはすべての人の願いであり、平成14年に成立した「健康増進法」には、健康を保つことに対する国や地方公共団体の責任が明記されるとともに、「国民の責務」でもあるとされています。

かつては結核などの感染症が疾病の中心となっていましたが、現在では衛生環境の向上や医療の高度化によって、脳卒中、心筋梗塞、悪性腫瘍などの生活習慣を要因の1つとする生活習慣病が死因のトップ3を占めています。すべての市民が健やかに暮らすことができるよう、個人と社会がともに健康への意識をもって取り組んでいく必要があります。平成30年の健康増進法の改正により、受動喫煙対策の強化が図られており、本市においても、個人レベル、事業所レベルにおける対策を進めていく必要があります。

また、身体のみならず、こころの健康づくりにも努めていく必要があります。日本は長きにわたり、世界でも有数の自殺大国であり、平成28年には「自殺対策基本法」が改正され、地域レベルの実践的な取組への支援の強化が図られるなど、自殺を社会全体の課題として捉え、地域における自殺の予防の重要性が認識されています。本市においても、新見市自殺対策計画に基づき、誰も自殺に追い込まれることのない地域づくりを進めていきます。

② 住民一人ひとりに地域でしてほしいこと【自助・互助・共助】

- 定期的に健診を受けましょう。生活習慣の改善に努めましょう。
- 受動喫煙を防止しましょう。周囲に気を配り、喫煙マナーを守りましょう。
- 適度な飲酒を心がけましょう。
- 日頃からあいさつをしましょう。
- 一人で悩まず、周囲の人に相談しましょう。悩みを抱えた人がいたら相談に乗りましょう。

③ 市の取組【公助】

No.	主な取組	概要	担当課
1	健康教育の実施	生活習慣病の予防や介護予防など、日々の健康に関する正しい知識の普及を図るとともに、適切な指導・支援を図ります。	健康づくり課
2	健康相談の実施	健康診断の結果に基づき、アフターフォローの必要がある対象者には個別の相談に応じるとともに、必要な指導及び助言を行います。療養上の保健指導が必要と判断された場合には、保健師による訪問指導を行います。	健康づくり課

No.	主な取組	概要	担当課
3	健康診査・特定健康診査の受診勧奨	健康診査・特定健康診査の効果、健診内容を周知するとともに、未受診者には受診勧奨を行い、受診率向上を図り、生活習慣病の早期発見・早期治療を目指します。	市民課 ・ 健康づくり課
4	にいみ24時間安全安心相談ダイヤル	医師・看護師等の専門職による電話相談ダイヤルを設置し、市民の健康・医療に関する不安の軽減を図ります。	市民課
5	医療体制の確保・強化	新見医師会や新見市ドクターネットワーク等関係団体との連携により、医療体制の確保を図ります。また、看護学生に奨学支援金を給付し、看護師の確保を図ります。	市民課
6	介護予防事業の実施	高齢者ができる限り要介護状態になることなく、地域で役割を持ち、健康で生き生きとした生活を送ることができるよう支援します。	介護保険課 ・ 健康づくり課

(5) 社会的支援を必要とする人へのサポート

①施策の方向性

平成27年4月より、「生活困窮者自立支援制度」が開始されました。本市では、社会福祉協議会内に「新見市生活相談支援センター」を設置し、仕事や生活の困りごとを抱えた人に対し、それぞれの支援プランを作成し、専門の支援員が状況を踏まえて専門機関と連携しながら解決に向けた支援を行っています。

困りごとを抱えた人は、複数の課題を抱えている場合もあり、1つの制度だけでは対処しにくいこともあります。制度の狭間で悩み事を抱える人に対し、適切な支援を届けることができるよう、包括的な相談支援体制の構築を進めるとともに、地域福祉活動を支援し、地域力の向上を図ります。

②住民一人ひとりに地域でしてほしいこと【自助・互助・共助】

- 一人で悩まず、周囲の人や公的機関に相談しましょう。
- 身近に悩んでいる人がいたら相談に乗りましょう。
- 市の広報やウェブサイトをチェックしましょう。

③市の取組【公助】

No.	主な取組	概要	担当課
1	安定した居住環境の提供	高齢者や子育て世帯、低所得者等を対象に、生活の安定を図るため、市営住宅等を提供します。老朽化等により、改修が必要な市営住宅等については、中長期的な視点の下、改修・建て替え等を行います。 また、離職等による経済的困窮を理由に住居を失ったあるいはその恐れがある者に対しては、住居確保給付金を支給することで、安定した住居の確保と就労自立を図ります。	都市整備課 ・ 福祉課
2	生活困窮者家計改善支援事業	家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、情報提供や助言・指導を行うことで、相談者自身の家計管理能力の向上を図るとともに、早期の生活再建を支援します。	福祉課
3	生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者からの相談に包括的に対応するとともに、その自立に向けたアセスメントの実施、プランの作成等の支援を行うほか、関係機関とのネットワークづくりを行います。	福祉課
4	子育て支援ヘルパーによる訪問支援	身体的・精神的事情等により、児童（中学校就学前）の養育が困難な家庭の子育てを支援するため、子育て支援ヘルパーを派遣します。	こども課

No.	主な取組	概要	担当課
5	ひとり親家庭に対する相談体制の充実	母子・父子自立支援員が相談や家庭訪問、情報提供を行い、ひとり親家庭等の福祉の増進と自立を促します。	こども課
6	ひとり親家庭等の医療費助成	ひとり親家庭等を対象に、自己負担額の一部を助成します。	こども課

第3節 安心して住み続けられる快適なまちづくり（基本目標3）

（1）バリアフリーのまちづくりの推進

①施策の方向性

年齢や障がいの有無などに関わらず、すべての市民があらゆる社会活動に参加し、自己実現できる社会の構築のためには、ハード・ソフト両面でのバリアフリー化が不可欠です。平成18年の「バリアフリー新法」の成立以降、本市においても様々な公共施設でスロープの設置や「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証制度等の導入などを図ってきましたが、未整備の公共施設等が残されていることから、引き続き取組を進めていく必要があります。

また、移動手段の確保は、高齢化の進む本市においては、その重要性は今後ますます高まっていくことが見込まれます。日常生活に必要な移動手段については、既存の交通手段等の維持・確保を引き続き図るとともに、自動運転等の新たな技術の導入等についても、検討していく必要があります。

②住民一人ひとりに地域でしてほしいこと【自助・互助・共助】

- まちなかで困っている人を見かけたら声をかけましょう。
- 道路や通路に、通行を阻害するものは放置しないようにしましょう。
- 公共交通機関を積極的に利用しましょう。

③市の取り組み【公助】

No.	主な取組	概要	担当課
1	公共施設のバリアフリー化の推進	官民一体となって建築物のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン等の促進を図り、子どもや高齢者、障がいのある人が利用しやすい公共建築物の改善・整備を検討していきます。	全庁
2	通行しやすい道路環境の整備	段差の解消や誘導設備の設置など、障がいのある人でも安心して通行できる道路環境の整備を進めます。	建設課
3	住宅改修費の給付	要介護高齢者や障がい者等の居宅において、廊下やトイレ等への手すりの取り付けや段差解消により、日常生活における障壁の軽減を図ります。	福祉課 ・ 介護保険課
4	公共交通網の維持確保	地域の交通手段を維持確保するため、利用しやすい運行体系に適時見直し等を行います。	生活環境課

No.	主な取組	概要	担当課
5	市営住宅の供給	高齢者や障がい者、子育て世帯等の住宅の確保に特に配慮を要する住宅確保要配慮者が入居できる市営住宅を供給し、居住の安定を図ります。	都市整備課

(2) 地域防犯・交通安全対策の強化

①施策の方向性

安心して日常生活を送るためには、市民一人ひとりの心身や権利、財産等の安全が確保されていることが大切です。犯罪統計によると、全国的に犯罪発生件数は減少傾向にあるものの、振り込め詐欺に代表される特殊詐欺の被害件数は増加傾向にあります。

また、一般財団法人岡山県交通安全協会によると、交通事故による死者数は減少していますが、高齢者の死亡事故の割合は依然として高い状況にあるとされています。市民一人ひとりが普段の生活の中で、トラブルに巻き込まれることがないように、関係機関との連携を図りつつ、正しい知識や理解の周知拡大を図ります。

②住民一人ひとりに地域でしてほしいこと【自助・互助・共助】

- 一人で判断せず、周囲の人や公的機関に相談しましょう。
- 身近に悩んでいる人がいたら相談に乗りましょう。
- 市の広報やウェブサイトをチェックしましょう。

③市の取組【公助】

No.	主な取組	概要	担当課
1	交通安全運動の実施	広く市民へ、交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるとともに、積極的な交通安全活動への取り組みを推進します。	生活環境課
2	防犯組合等への防犯灯設置補助	地域の防犯活動を支援するため、設置補助を行い、安全安心なまちづくりを推進します。	生活環境課
3	消費生活問題に関する相談支援	悪質商法や振り込め詐欺などの被害から市民の安全な暮らしを守るため、専門の相談員による消費生活相談を実施します。	商工観光課
4	特殊詐欺等被害防止対策機器設置の支援	特殊詐欺などの被害から市民を守るため、65歳以上の人を対象に、防犯機能を備えた電話機の購入費用の一部を交付します。	商工観光課

(3) 権利擁護施策の強化

①施策の方向性

高齢化の進行に伴い、日常生活を送るために何らかの支援を必要とする人は全国的に増加しています。障がいや認知症等により、自分の権利や財産を自らで守ることが難しい人も増えており、成年後見制度等の権利擁護の重要性は今後も増していくことが見込まれ、国においては、平成28年5月に施行された「成年後見制度利用促進に関する法律」において、市町村は成年後見制度利用促進に関する施策について基本的な計画を定めるよう努めることとなっています。

また、子どもや高齢者、障がいのある人など、社会的に支援を必要とする人であっても必要な支援を受けられず、虐待に至るケースも少なくありません。

病気や障がいなどの有無に関わらず、すべての市民の権利や財産が保護され、安心して暮らしていくことができるよう、制度の周知を進めていくとともに、支援を必要とする人が適切に利用できるよう、取組を進めていく必要があります。また、虐待と思われるケースの早期発見に向けた情報共有と支援の体制構築が不可欠です。

②住民一人ひとりに地域でしてほしいこと【自助・互助・共助】

- 虐待などが疑われる場合には、行政などの相談支援機関や民生委員・児童委員などに知らせましょう。
- 一人で悩まず、身近な人や相談窓口にご相談しましょう。

③市の取組【公助】

No.	主な取組	概要	担当課
1	成年後見制度の利用促進	認知症や知的障がい等により、判断能力が十分でない人に対し、成年後見制度の利用促進を図ることで、その権利や財産の保護を図ります。 身寄りがない、あるいは手続きにかかる費用負担ができない対象者に対しては、親族等に代わり、市長が申し立てを行うとともに、制度利用に係る費用を負担します。	福祉課 ・ 介護保険課
2	権利擁護の啓発及び支援	介護保険サービス事業者や市民に研修会の開催やパンフレットの配布などを通じて周知し、支援の必要な方の発見に努めます。 また、発見した場合には、必要な支援の内容を関係者で構成するチームで支援方針を検討し弁護士等の意見を踏まえながら対応します。	福祉課 ・ 介護保険課

No.	主な取組	概要	担当課
3	権利擁護センター中核機関の設置	支援の必要な方が適切に権利擁護の制度が利用できるよう相談体制の整備や、権利擁護の核となる中核機関の設置に向けた協議や調整を行います。	福祉課 ・ 介護保険課
4	新見市子ども条例の周知・啓発	すべての子どもが心豊かで健やかに育つ社会の実現に向けて、子どもの権利と大人の役割についてパンフレットを用いて周知・啓発を行います。	学校教育課 ・ こども課

(4) 災害に強い地域づくり

①施策の方向性

我が国は地形や地質や気象といった自然的条件により、古来より数多くの自然災害に見舞われてきました。近年は、世界的な気候変動等が影響していると考えられる、未曾有の災害も発生しています。本市においても、平成30年及び令和元年に大雨による災害が発生し、多くの市民の日常生活に大きな影響を与えています。

災害に強い地域づくりを進めていくためには、建物の耐震化や堤防の建設などといったハード面の整備のみならず、災害時においても地域住民が助け合い、支え合える関係性を構築する、いわばソフト面での準備が大切です。特に支援を必要とする障がい者や高齢者などの避難行動要支援者への支援体制の構築も不可欠となります。引き続き、ハード・ソフト両面から災害の発生に備えたまちづくりを進めていきます。

②住民一人ひとりに地域でしてほしいこと【自助・互助・共助】

- 普段のあいさつなど、常日頃からの声かけを心がけましょう。
- 災害に備えて食料の備蓄をするなど「自助」に努めましょう。
- 災害時の避難所や避難路をあらかじめ確認しておきましょう。
- 災害時に支援が必要と思われる人がいたら、避難行動要支援者名簿への登録を促し地域で「互助」できる支援体制をつくりましょう。

③市の取組【公助】

No.	主な取組	概要	担当課
1	防災マップ等の更新	平時から危険箇所や避難路、避難所などを確認できるよう、防災マップ等を発行し、広く周知します。	総務課
2	福祉避難所の設置	指定避難所での生活に支障があると認められる要配慮者を受け入れることができるよう福祉避難所を確保します。	総務課 ・ 介護保険課
3	災害時における避難路ネットワークの形成	災害時における住民の安全な避難路を確保するため、既存路線の適正な維持管理及び新規路線の検討を行い、避難路ネットワークの形成を推進します。	都市整備課
4	自主防災組織との連携強化	避難行動要支援者の安全を確保するため、防災活動が効果的に行われるよう、地域における協力体制の強化を図ります。	福祉課

No.	主な取組	概要	担当課
5	避難行動要支援者名簿の整備・活用	災害時の避難に支援を必要とする方の情報を登録し、地域の協力による避難支援をするため指定避難所や福祉避難所への避難などの仕組みづくりを確立します	福祉課

第4節 地域福祉を支える市の体制強化（基本目標4）

（1）住民への福祉情報の提供

①施策の方向性

地域福祉は、住民や団体・事業者と行政が一体となって進めていくものであり、住民や団体・事業者による主体的なアクションや関与が不可欠です。すべての市民が支え、支えられる関係性を構築していくためには、福祉に関する情報が団体・事業者を含めたすべての市民に共有されている必要があります。

市が取り組む福祉関連事業について、広報やイベント等を通じて周知を図っていきます。また、制度の改正等があった場合には、速やかかつ正確な情報提供を図ります。

②住民一人ひとりに地域でしてほしいこと【自助・互助・共助】

- 福祉に関する情報を積極的に収集しましょう。
- 地域の活動に積極的に参加しましょう。

③市の取組【公助】

No.	主な取組	概要	担当課
1	広報紙による情報提供	健康づくりや介護予防、障がい者福祉等福祉などに関する記事を「市報にいみ」に掲載し、市民に広く周知します。	全庁
2	ウェブサイトによる情報の提供	新見市の公式ウェブサイトを適宜見直し、よりわかりやすく、使いやすいウェブサイトとするよう努めます。	全庁
3	各種ガイドブックの発行	福祉サービスに関する情報などを取りまとめ、市民にわかりやすく提供します。	福祉部関係課

(2) 福祉団体とのネットワーク強化

①施策の方向性

地域福祉は、行政が単体で推進できるものではなく、地域に暮らす住民や活動団体など、地域に存在するすべての主体の関与によって実現されるものです。

地域内での支え合い活動を活発にし、地域の力を向上させていくため、福祉サービスを提供する事業所のみならず、ボランティア団体等との連携を強固にし、支援を必要とする市民が適切なサービスを受けることができるよう、福祉ネットワークの構築・強化を引き続き図っていきます。

②住民一人ひとりに地域でしてほしいこと【自助・互助・共助】

- 地域で行われるイベントなどに積極的に参加しましょう。
- 幅広い世代の人と交流しましょう。

③市の取組【公助】

No.	主な取組	概要	担当課
1	地域ケア会議の開催【再掲】	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、住民・行政・保健・医療福祉の各関係機関が相互に連携し、地域で支え合う体制づくりを推進します。	介護保険課
2	NPO活動やボランティア活動への支援	NPOやボランティア団体との間でネットワークづくりを進め、活動の充実や活動へ参加する人の増加につなげます。	総合政策課

(3) 総合的な相談体制・ケアマネジメント機能の充実

①施策の方向性

長寿命化や晩婚化・晩産化、共働き世帯の増加等に代表される社会情勢の変化は、個人の生活様式にも大きな影響を与えています。ダブルケアやひきこもり問題、親亡き後の問題など、これまでに整備されてきた福祉制度では十分に対応ができない課題も顕在化するようになっており、今後ますます分野横断的な生活課題への対応が強く求められるようになります。市民一人ひとりの生活課題を総合的に捉え、解決に向けたコーディネーターの役割を果たす機関が必要です。

子ども・子育てや障がい者福祉、高齢者福祉といった各分野におけるサービス提供者間の連携を図り、情報を共有するとともに、それぞれの分野において専門性の高い人材の育成を図ります。

②住民一人ひとりに地域でしてほしいこと【自助・互助・共助】

- 支援活動を行う個人・団体同士で情報交換を積極的に行いましょう。
- 幅広く正しい知識を身につけるようにしましょう。
- 困りごとは身近な相談機関に相談しましょう。

③市の取組【公助】

No.	主な取組	概要	担当課
1	子育て支援センターによる相談業務	子どもや保護者の身近な場所で、子育てに関する相談や情報発信を行います。	こども課
2	地域包括支援センターによる総合相談業務	高齢者の総合相談窓口であり、地域で生活している高齢者の様々な相談に対応し、関係機関と連携して、状況に応じた適切な制度・サービスへつなぐなどの支援を行います。	介護保険課
3	障害者地域活動支援センターによる相談業務	精神保健福祉士や臨床心理士を障害者地域活動支援センターに配置し、相談業務を行います。	福祉課
4	生活困窮者等の相談業務	ひきこもりを含む生活困窮者の相談支援に包括的に対応するとともに、その自立に向けた支援を行うため、地域の関係機関とのネットワークづくりに努めます。	福祉課

第6章 地域福祉の実現に向けて

第1節 計画の推進体制の強化・充実

地域住民の主体的な参画と福祉関係団体・事業者の協働のもと、地域での各種福祉活動や交流活動の支援などに継続的に取り組むとともに、地域住民、社会福祉協議会、新見公立大学、民生委員・児童委員、福祉事業者等がそれぞれの立場や役割を果たしながら、支え合い、連携して計画を推進していきます。

(1) 社会福祉協議会との連携強化

住民へのきめ細かい福祉サービスを提供するため、社会福祉協議会を地域福祉推進の中心的な組織として位置づけ、事業運営等に対する支援を通じて地域の福祉活動を推進していきます。

(2) 民生委員・児童委員等との連携強化

民生委員・児童委員は、地域福祉の担い手であり、市民とともに活動するリーダーとしての役割を担っています。それぞれの役割や特性を活かし、主体的な活動が展開されるよう、ネットワークの構築を図ります。

(3) 地域ケア会議の機能強化

小地域ケア会議は、地域住民と専門職が地域福祉の課題について共有し、安心して暮らしていくための、仕組みや活動について話し合い、解決に向けた取組方法等を考える場です。

地域ケア会議に参加している地域住民の代表者や民生委員、社会福祉協議会などと連携し、地域の福祉課題の解決に向けた取組を推進していきます。

(4) 団体・事業者等との連携強化

老人クラブ、女性団体等をはじめ、地域の各種団体や住民グループ等が連携し、自主的に取り組む福祉活動の充実を図るとともに、NPOや民間企業の協力を得ながら福祉事業を推進し、地域福祉活動の拡大を図ります。

また、介護福祉サービスや障がい福祉サービスを提供する事業者、医療機関等との連携を図り、市民がライフステージⁱに応じた適切な支援を受けられるような体制づくりを進めていきます。

ⁱ ライフステージ：年齢に伴って変化していく生活段階のこと。

(5) 保育所、認定こども園、学校、新見公立大学との連携強化

市内に所在する保育所、認定こども園、小中学校やPTAなどの協力を得ながら地域の絆を深めるため、あいさつ運動や声かけ運動を推進するなど、地域福祉活動の拡充を図ります。

また、新見公立大学の人材や知見を活用し、地域福祉活動を推進するため連携を強化します。

第2節 点検及び評価体制

地域福祉計画は、地域住民や各種団体の代表者が参加した策定委員会の提言を受けながら、「みんなで支え合い、共に生きるまち」の実現を目標として定めたものです。

この目標を達成するためには、地域住民が積極的に地域づくりに関与し、担い手となって取り組むことが必要です。庁内において、福祉分野における取組の進捗状況の定期的な点検・評価を行うとともに、計画策定委員会において計画策定時に点検・評価結果により必要な事項の協議を行います。

第3節 計画の周知

本計画の内容を幅広く市民に周知するため、「市報にいみ」や市ウェブサイト等の各種媒体を活用し、情報発信を行います。また、計画の周知を図るため、町内会や福祉委員、民生委員・児童委員などと連携し、一人ひとりの市民が主体的に地域づくりに関与できるよう努めます。

第 7 章 資料編

(1) 新見市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 福祉サービスを必要とする市民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる地域社会の実現を目指した計画を策定するため、新見市地域福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 新見市地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めること。

(委員)

第3条 策定委員会の委員は20人以内で組織し、次に掲げる者の内から市長が委嘱する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係団体の代表
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 市の職員
- (6) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、新見市地域福祉計画の策定にかかる事務が終了するまでとする。ただし、公職にあることにより委嘱された委員は、その職を退いた時に委員の職を失うものとする。

(役員)

第5条 策定委員会には、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、会務を総理し組織を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故がある時は、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会は、必要に応じて委員長が招集し、議長となる。

- 2 策定委員会の会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、福祉部福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、策定委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

(2) 新見市地域福祉計画策定委員会委員名簿

番号	団 体 名	役 職	氏 名	備 考
1	新見市議会文教福祉常任委員会	委 員 長	杉 本 美智子	
2	一般社団法人新見医師会	会 長	太 田 隆 正	委員長
3	新見公立大学 健康科学部地域福祉学科	教 授	山 本 浩 史	副委員長
4	社会福祉法人哲西福社会 介護老人福祉施設哲西荘	施 設 長	藤 村 晃	
5	社会福祉法人恵愛会 おおさ苑グループホーム	管 理 者	山 形 昌 之	
6	岡山県健康の森学園	副 学 園 長	加 藤 君 子	
7	特定非営利活動法人 ハートフル・あしん	理 事 長	福 澤 一 義	
8	新見市障害者自立支援協議会	会 長	前 原 幸 治	
9	新見市民生委員児童委員協議会	会 長	北 卓 士	令和元年11月30日まで
10	新見市愛育委員会	会 長	平 田 国 子	
11	新見市社会福祉協議会	副 会 長	小 村 幸 男	
12	新見市PTA連合会	会 長	西 川 康 裕	
13	新見市老人クラブ連合会	女性委員会 委 員 長	谷 村 悦 子	
14	熊野の将来を考える会 新見市民生委員児童委員協議会	会 長 会 長	森 田 寿	令和元年12月1日から
15	田治部地域振興福祉協議会	会 長	安 立 由 輝	
16	岡山県備中県民局 健康福祉部新見地域保健課	課 長	前 原 幹 子	
17	新見市総務部	部 長	上 山 晋	
18	新見市福祉部	部 長	林 裕 司	

第2期新見市地域福祉計画

発行 令和2年2月7日
編集 岡山県 新見市 福祉部 福祉課
〒718-8501
岡山県新見市新見310番地3
TEL : 0867-72-6126 FAX : 0867-72-1407